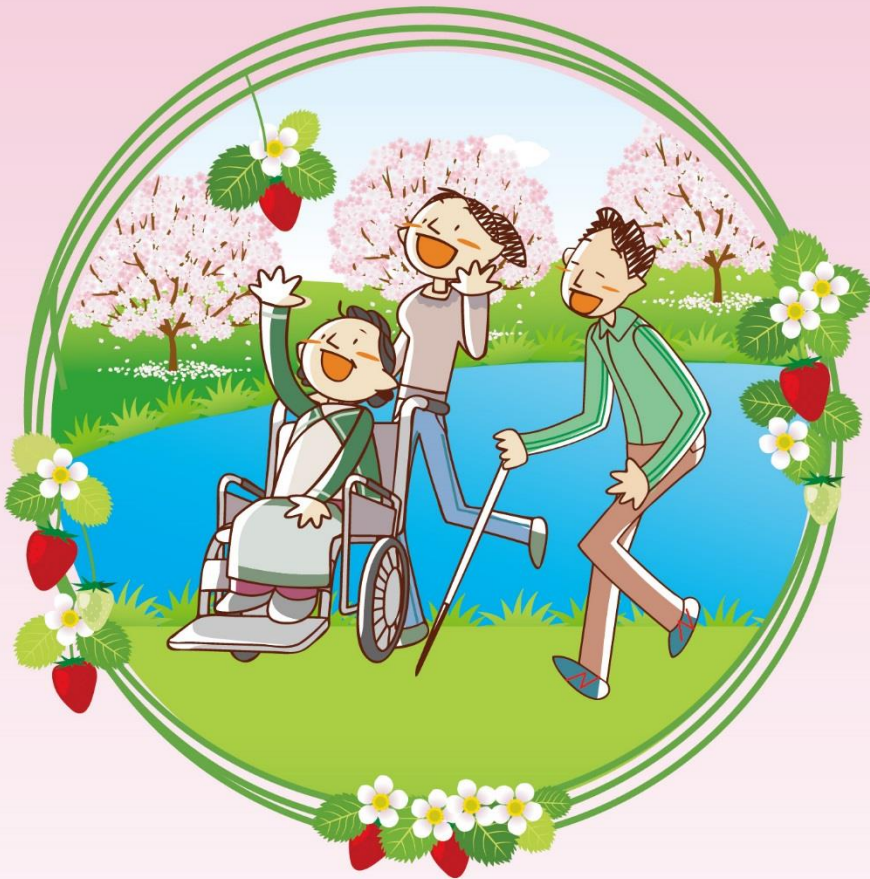




第3次東金市障がい者計画及び 第6期東金市障がい福祉計画・ 第2期東金市障がい児福祉計画



令和3年3月
東金市

はじめに



東金市では、平成23年3月に「障害のある人もない人もぬくもりの地域で共に暮らせるまちづくり」を基本理念とした「第2期東金市障害者計画」を策定し、障がい者施策を推進してきました。

近年、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、障がいのある方の高齢化や重度化、親亡き後の問題、災害時における避難対応、医療的ケア児・者に対する問題など、様々な対応が一層求められている現状にあります。

このたび、平成23年3月に策定した「第2期東金市障害者計画」及び平成30年3月に策定した「第5期東金市障害福祉計画・第1期東金市障害児福祉計画」の計画期間が満了することに伴い、計画の見直しを行い、新たに「第3次東金市障がい者計画及び第6期東金市障がい福祉計画・第2期東金市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「誰もがその人らしく安心して共に暮らせる社会の実現」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、お互いが尊重し合い、誰もがその人らしく安心して暮らすことができる社会を目指すとともに、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現に向け、障がい者施策に関する様々な取り組みを総合的にまとめました。今後は本計画に基づいて、誰もが安心して共に暮らせる社会が実現するよう、円滑な障がい者施策の推進に努めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました「第3次東金市障がい者計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただいた市民の皆様、関係機関の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

東金市長 鹿間 陸郎

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 国の障害者施策の動向	3
3 計画の位置づけ	9
4 計画期間	10
5 計画の策定と進行管理	10
第2章 障がいのある人の状況	11
1 東金市の現状	11
2 障がい者手帳所持状況等	13
3 アンケート調査の概要	27
第3章 計画の基本理念及び基本目標	29
1 基本理念	29
2 基本目標	30
3 施策の体系	32
第4章 施策の展開	33
1 障害福祉サービス等の推進	33
2 必要なサービスを利用してその人らしい生活を送る	43
3 共に育ち学び、自立する力を高める	56
4 障がいに対する理解を深めて社会参加を広げる	62
5 住み馴れた地域で安心して暮らせる	74
第5章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	84
1 成果目標と活動指標	84
2 障害福祉サービス等の利用状況と利用見込み	91
3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	97
4 障害児通所支援等の利用状況と利用見込み	105
資料編	107

「障がい」の表記について

「障がい」の表記につきましては、法に規定のある用語等は、そのまま「害」を用いています。そのため、文中で「障がい者」や「身体障害者手帳」など、「がい」がひらがな表記のものと漢字表記のものが混在しています。

1 計画策定の背景と目的

近年、障がいのある人の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズはますます複雑多様化しており、障がいのあるすべての人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障がいの定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。さらに平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある人の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢者福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉人材の確保や障がいのある人の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

さらに、障がいのある人を取り巻く環境は、保健・福祉・医療などの制度の変化とともに、障がいのある人の高齢化や介護者の高齢化、雇用の問題、地域での生活への移行、発達障がいなど、新たに取り組むべき課題が表面化しています。

本市では、平成23年3月に「第2期東金市障害者計画」、平成30年3月に「第5期東金市障害福祉計画・第1期東金市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も共に愛着のある東金市で暮らせるように、障がいのある人を支える施策・事業の推進を図るとともに、市行政と市民が協働でぬくもりのある地域づくりに取り組んできました。令和2年度末をもって「第2期東金市障害者計画」、「第5期東金市障害福祉計画・第1期東金市障害児福祉計画」の計画期間が満了することから、各計画の進捗状況を点検し、これからの東金市の障がい者施策の方向を示す計画として、「第3次東金市障がい者計画及び第6期東金市障がい福祉計画・第2期東金市障がい児福祉計画」を策定します。

2 国の障害者施策の動向

(1) 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関連法の制定・改正

① 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（平成 29 年）

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正（平成 30 年）

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

③ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

④ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

⑤ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障がい者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

⑦ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

⑧ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障害者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

（3）障害福祉計画の見直しの動向

＜基本指針の見直しの主なポイント＞

① 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児の支援体制について、取組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

⑦ 障害者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

⑧ 障害福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

⑨ 福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

<個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）>

① 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

② 障害福祉人材の確保

- 提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- 専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施 など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

③ 障害者の社会参加等を支える取組 (障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)

- 障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- 視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

④ 依存症対策の推進

- 依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある

⑤ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- 障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- 障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- 放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- 地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する（管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）

- 地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- 家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）
- 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である
- コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

⑥ 農福連携等に向けた取組

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- 就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- 高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

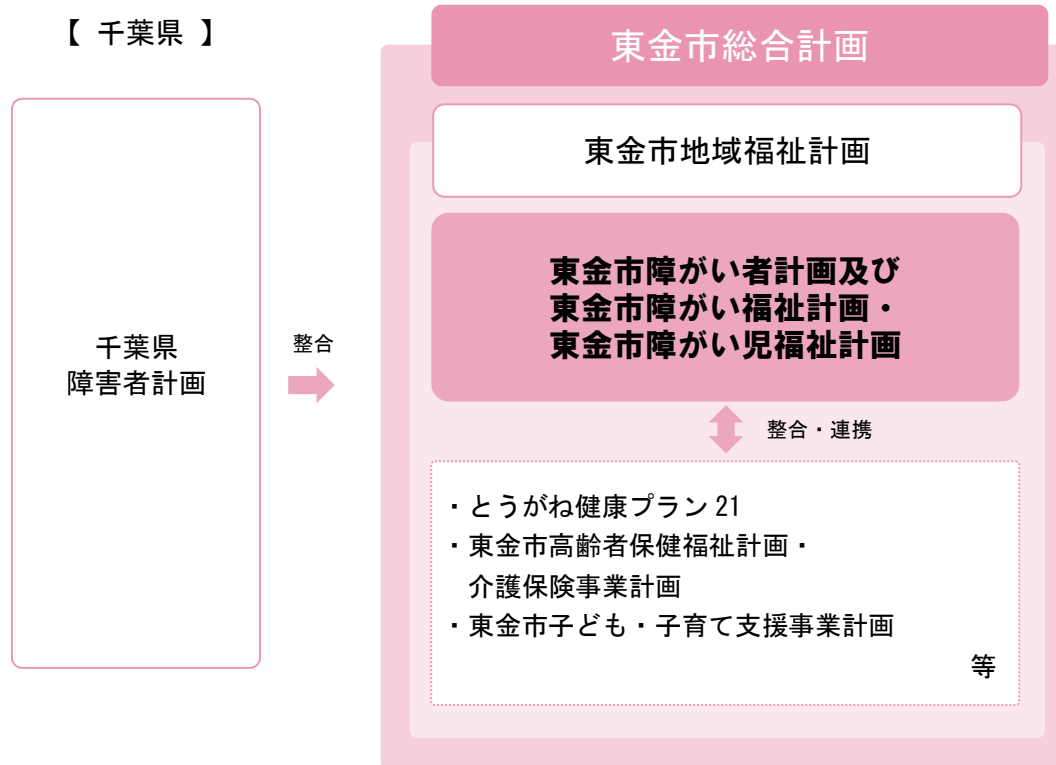
3 計画の位置づけ

「障がい者計画」とは、障害者基本法に規定される基本計画であり、障がい者施策についての基本方向を示し、実効ある施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

また、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に規定された計画で、障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、障害福祉サービス等の必要見込み量等を示すものです。

今回、「障がい者計画」と「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」を合わせて策定するものです。

本計画は、障害者基本法に基づく国の第4次障害者基本計画(内閣府)、千葉県障害者計画や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく基本指針に即しつつ、市の総合計画、地域福祉計画との連携や整合を図りながら策定します。



4 計画期間

「第3次障がい者計画」は、令和3年度から令和11年度までの9年間で、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とします。

また、法改正や社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて計画を見直すこととします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2期東金市障害者計画			第3次東金市障がい者計画		
第5期東金市障害福祉計画・ 第1期東金市障害児福祉計画			第6期東金市障がい福祉計画・ 第2期東金市障がい児福祉計画		

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3次東金市障がい者計画					
第7期東金市障がい福祉計画・ 第3期東金市障がい児福祉計画			第8期東金市障がい福祉計画・ 第4期東金市障がい児福祉計画		

5 計画の策定と進行管理

計画策定にあたり、障がいのある人の状況やニーズ、市民の障がい福祉に関する考え等を把握し、計画の基礎資料とするため、障がい者手帳所持者調査と市民調査を令和2年8月に行い、意見聴取に努めました。

そして、様々な意見を計画に反映できるように、障がい者団体の代表、福祉関係機関の代表、学識経験者等で構成される「第3次東金市障がい者計画策定委員会」を組織しました。あわせて、庁内関係課においては、事業ごとに実施状況の点検を行い、現状把握・検討を行いながら、策定委員会で協議をさせていただき、策定を進めてきました。

策定後は計画期間に着実に施策・事業が推進できるように、定期的に状況を把握します。

第2章

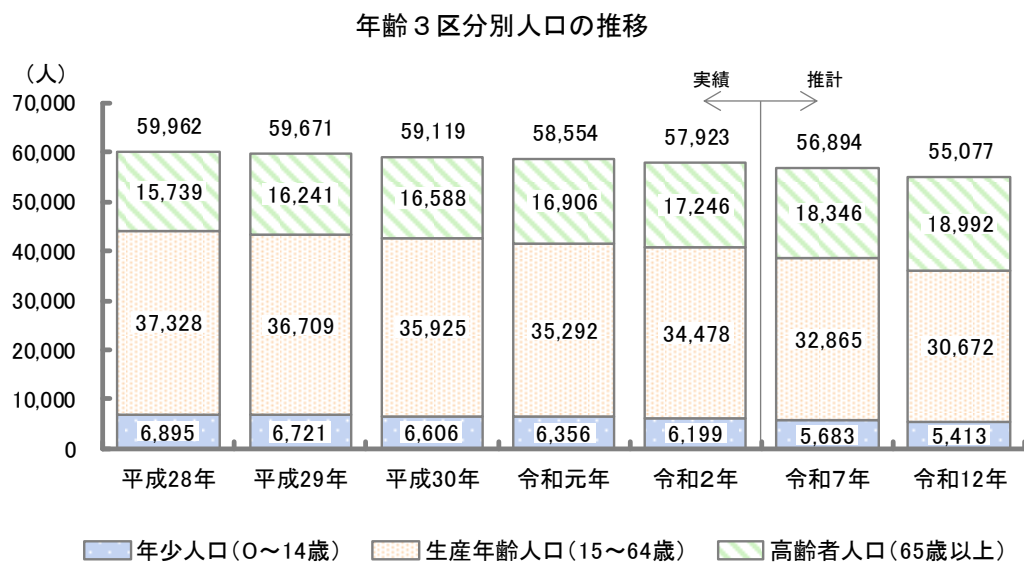
障がいのある人の状況

1 東金市の現状

(1) 人口の状況

本市の総人口は、減少傾向となっており、令和2年に57,923人となっています。一方で高齢者人口は年々増加し、高齢化率も緩やかに上昇しており、令和2年に29.8%となっています。

また、実績を踏まえたコーホート要因法による人口推計結果をみると、今後も人口は減少することが考えられ、令和12年で55,077人、高齢化率34.5%になることが推計されます。



単位：%

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和7年	令和12年
0~14歳	11.5	11.3	11.2	10.9	10.7	10.0	9.8
15~64歳	62.3	61.5	60.8	60.3	59.5	57.8	55.7
65歳以上	26.2	27.2	28.1	28.9	29.8	32.2	34.5

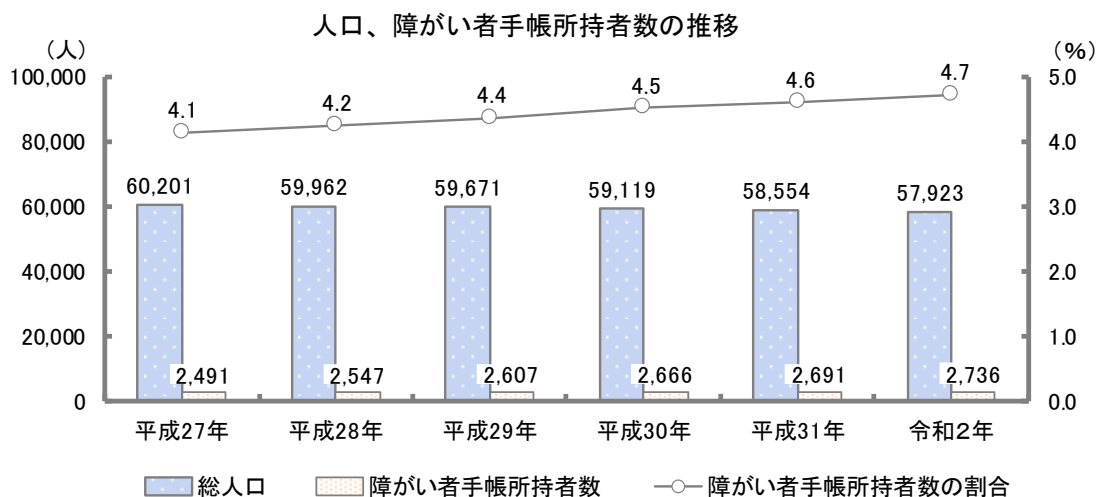
資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）、令和7年、令和12年については、コーホート要因法により推計

(2) 障がい者手帳所持者の状況

① 人口、障がい者手帳所持者数の推移

本市の総人口は、令和2年4月1日現在57,923人で、年々減少しています。

障がい者手帳所持者数は、令和元年度末現在2,736人で、年々増加しており、人口総数に占める障がい者手帳所持者の割合も4.7%と年々増加しています。

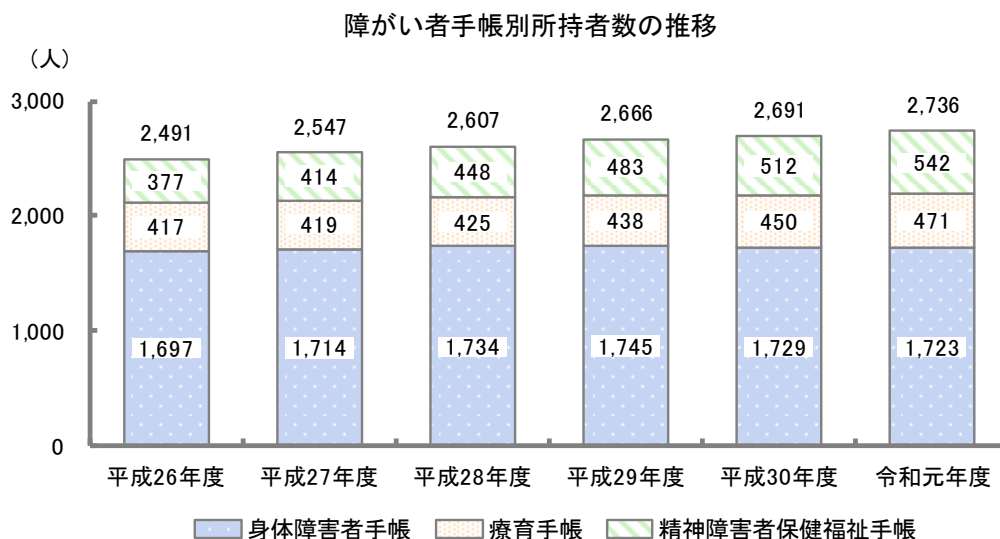


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障がい者手帳所持者数は庁内調べ（各年3月31日現在）

② 障がい者手帳別所持者数の推移

障がい者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は概ね横ばいとなっており、令和元年度末現在1,723人となっています。

また、療育手帳所持者数は年々増加しており、令和元年度末現在471人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も年々増加しており、令和元年度末現在542人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

2 障がい者手帳所持状況等

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

① 障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在肢体不自由が892人（51.8%）と最も多く、次いで内部障がいが617人（35.8%）となっており、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

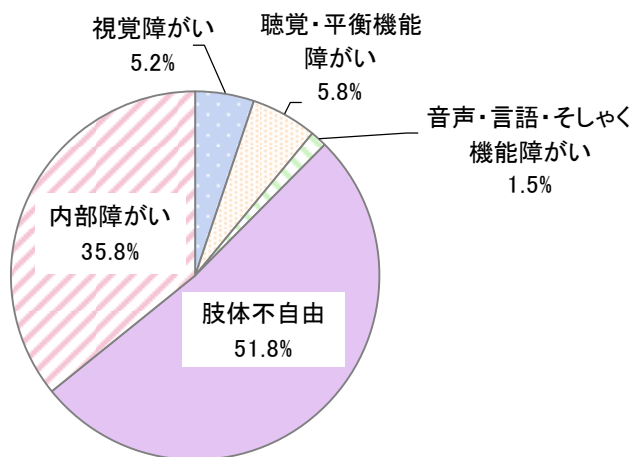
障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
視覚障がい	98	98	108	104	95	89
聴覚・平衡機能障がい	99	96	105	110	98	100
音声・言語・そしゃく機能障がい	19	19	25	25	20	25
肢体不自由	921	923	912	905	903	892
内部障がい	560	578	584	601	613	617
合計	1,697	1,714	1,734	1,745	1,729	1,723

資料：庁内調べ（各年度末現在）

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の割合（令和元年度末）



② 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

等級別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在、1級の手帳所持者数が625人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が424人となっています。また、1級の手帳所持者数は平成27年度から増加傾向にあります。

等級別の内訳では、令和元年度は1級が36.3%と多く、2級をあわせると重度（1・2級）が全体の49.6%を占めています。

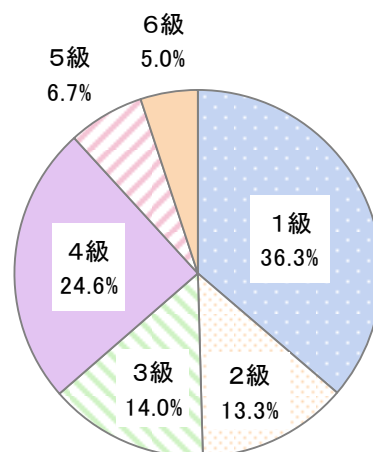
等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	589	518	537	511	616	625
2 級	242	253	257	262	238	229
3 級	260	304	298	309	247	242
4 級	428	438	440	443	428	424
5 級	94	102	115	120	116	116
6 級	84	99	87	100	84	87
合計	1,697	1,714	1,734	1,745	1,729	1,723

資料：庁内調べ（各年度末現在）

等級別身体障害者手帳所持者数の割合（令和元年度末）



③ 年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、17歳以下は減少傾向にあり、令和元年度末現在44人となっています。

また、18～64歳は増減を繰り返しながら減少しており、令和元年度末現在559人となっています。65歳以上は増減を繰り返しながら増加しており、令和元年度末現在1,120人となっています。

年齢別の内訳では、令和元年度は65歳以上が65.0%と多く、次いで18～64歳が32.4%となっています。

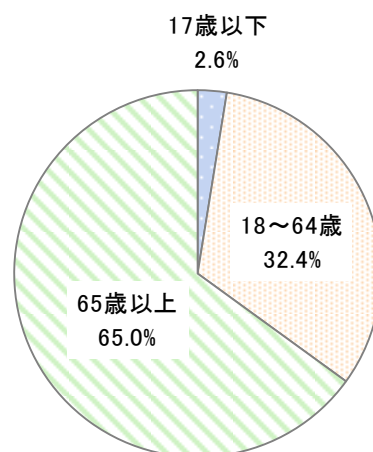
年齢別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
17 歳以下	49	48	48	47	45	44
18～64 歳	590	583	571	595	606	559
65 歳以上	1,058	1,083	1,115	1,103	1,078	1,120
合計	1,697	1,714	1,734	1,745	1,729	1,723

資料：庁内調べ（各年度末現在）

年齢別身体障害者手帳所持者数の割合（令和元年度末）



(2) 療育手帳所持者の状況

① 程度別療育手帳所持者数の推移

程度別療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在、軽度（Bの2）が176人で最も多く、次いで重度（Aの1、Aの2）が103人となっており、特に軽度で増加傾向となっています。

程度別の内訳では、令和元年度末は軽度（Bの2）が37.4%と多く、次いで中度（Bの1）が22.3%となっています。

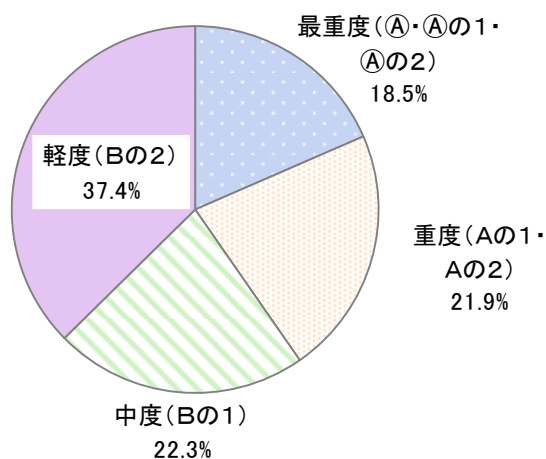
程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

		平成 26年度		平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 30年度		令和 元年度	
最重度	①	16	72	16	67	17	81	15	83	19	87	19	87
	①の1	27		25		32		34		34		34	
	①の2	29		26		32		34		34		34	
重度	Aの1	91	95	96	100	86	91	87	93	90	97	97	103
	Aの2	4		4		5		6		7		6	
中度	Bの1	100	250	100	252	104	253	109	262	103	266	105	281
軽度	Bの2	150		152		149		153		163		176	
合計		417		419		425		438		450		471	

資料：庁内調べ（各年度末現在）

程度別療育手帳所持者数の割合（令和元年度末）



② 年齢別療育手帳所持者数の推移

年齢別療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在、18～64歳の手帳所持者数が333人で最も多く、次いで17歳以下の手帳所持者数が122人となっており、18～64歳の手帳所持者数は増加傾向にあり、65歳以上の手帳所持者数はほぼ横ばいとなっています。

年齢別の内訳では、令和元年度末は18～64歳が70.4%と多く、次いで17歳以下が25.9%となっています。

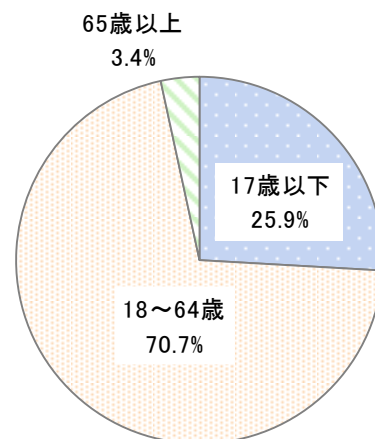
年齢別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
17 歳以下	111	112	110	116	116	122
18～64 歳	287	292	302	310	319	333
65 歳以上	19	15	13	12	15	16
合計	417	419	425	438	450	471

資料：庁内調べ（各年度末現在）

年齢別療育手帳所持者数の割合（令和元年度末）



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、令和元年度末現在、2級の手帳所持者数が377人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が100人となっており、2級の手帳所持者数は増加傾向にあり、1級の手帳所持者数はほぼ横ばいとなっています。

等級別の内訳では、令和元年度は2級が69.6%と多く、次いで3級が18.5%となっています。

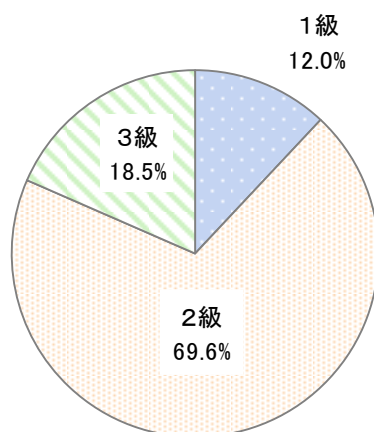
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	67	73	73	75	68	65
2 級	248	275	307	339	359	377
3 級	62	66	68	69	85	100
合計	377	414	448	483	512	542

資料：庁内調べ（各年度末現在）

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合（令和元年度末）



② 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、20～69歳は年々増加しており、令和元年度末現在491人となっています。70歳以上は平成27年度以降増加しており、令和元年度末現在37人となっています。

年齢別の内訳では、令和元年度は20～69歳が90.6%となっています。

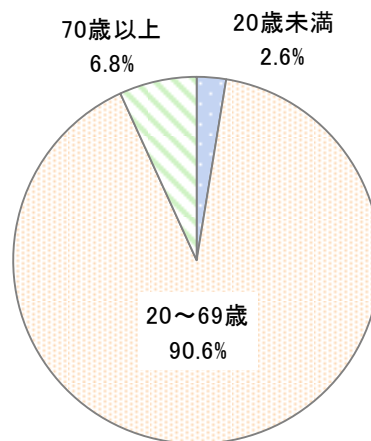
年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
20 歳未満	8	10	14	17	18	14
20～69 歳	322	388	414	445	465	491
70 歳以上	47	16	20	21	29	37
合計	377	414	448	483	512	542

資料：庁内調べ（各年度末現在）

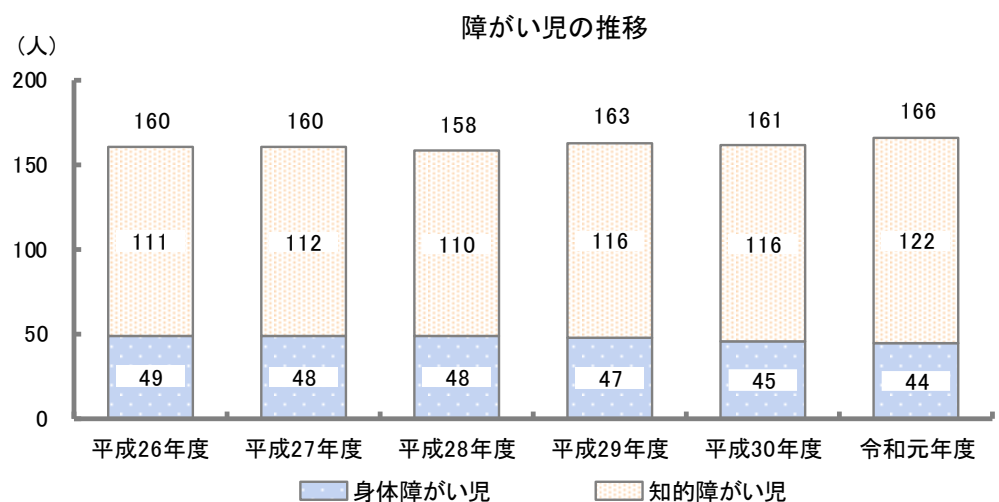
年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合（令和元年度末）



(4) 障がい児の状況

① 障がい児の推移

障がい児の推移をみると、身体障がい児では、令和元年度末現在44人で、減少傾向にあります。知的障がい児では、令和元年度末現在122人で、増加傾向にあります。



(5) 障がい者手帳所持者数の推計

障がい者手帳所持者の年齢別・種類別の出現率を過去5年間の状況を加味し、10年間の推計を行いました。

総人口は減少傾向が見込まれますが、障がい者手帳所持者数は、しばらくは増加することが見込まれます。

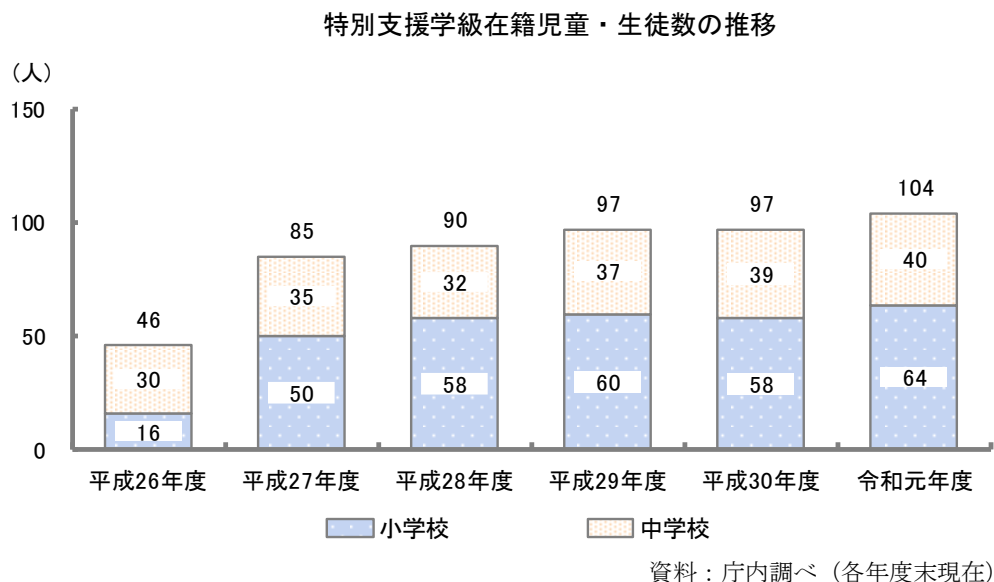
単位：人

		令和2年	令和7年	令和12年
身体障害者 手帳所持者	17歳以下	44	40	38
	18～64歳	559	533	497
	65歳以上	1,120	1,191	1,233
	計	1,723	1,764	1,768
療育手帳 所持者	17歳以下	122	135	129
	18～64歳	333	388	362
	65歳以上	16	17	18
	計	471	540	509
精神障害者 保健福祉手帳 所持者	20歳未満	14	13	12
	20～69歳	491	625	583
	70歳以上	37	62	64
	計	542	700	659
合計		2,736	3,004	2,936

(6) 特別支援学級在籍児童・生徒の状況

① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

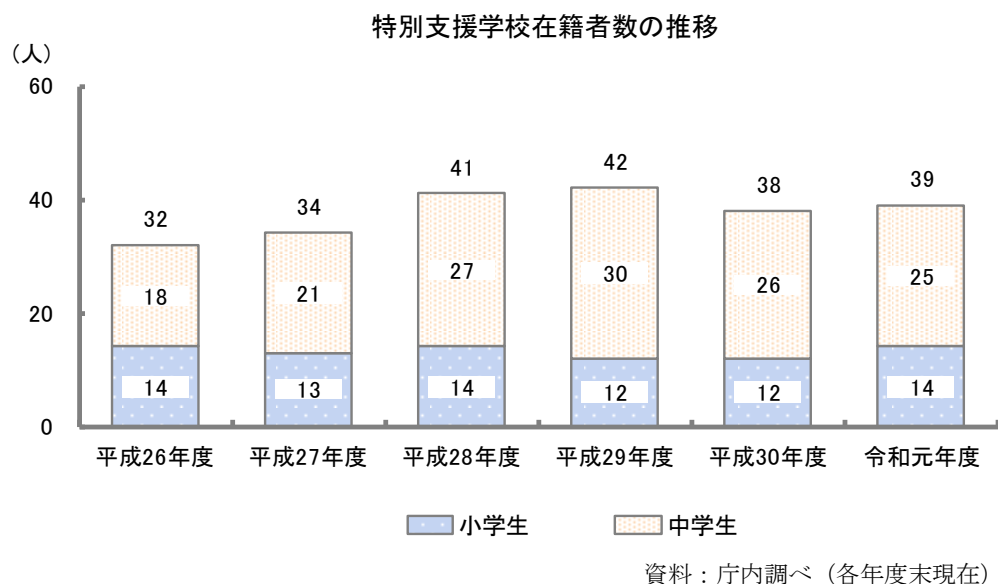
特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和元年度末現在64人で、増加傾向にあります。中学校の生徒数では、令和元年度末現在40人で、増加傾向にあります。



(7) 特別支援学校在籍者の状況

① 特別支援学校在籍者数の推移

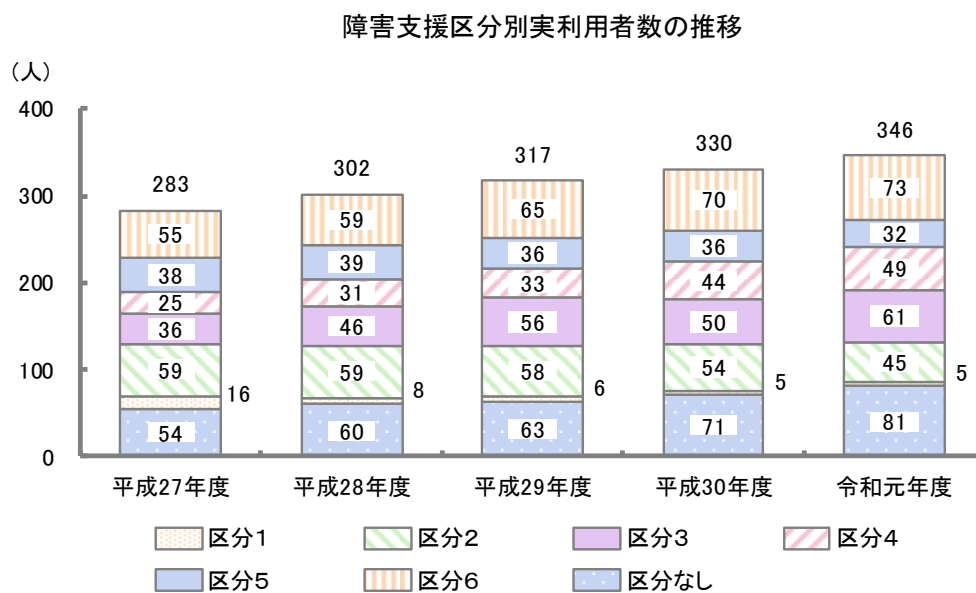
特別支援学校在籍者数の推移をみると、小学生は令和元年度末現在14人で、ほぼ横ばいとなっています。また、中学生は令和元年度末現在25人で、平成29年度以降減少傾向にあります。



(8) 障害支援区分別実利用者の状況

① 障害支援区分別実利用者数の推移

障害支援区分別実利用者数の推移をみると、令和元年度末現在、障害支援区分の認定を受けている方では区分6が73人で最も多く、次いで区分3が61人となっています。



(9) 障がいのある人を支えるサービス等の状況

① 指定難病医療費助成制度等受給状況

指定難病医療費助成制度等受給状況の推移をみると、令和元年度、指定難病医療費助成制度は424件で、概ね横ばいとなっています。また、小児慢性特定疾病医療費制度は30件となっており、減少傾向にあります。

指定難病医療費助成制度等受給状況

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
指定難病医療費助成制度	422	436	411	418	424
小児慢性特定疾病医療費制度	40	35	30	30	30

資料：山武健康福祉センター事業年報（各年度）

② 障害福祉サービスの利用者数の推移

障害福祉サービスの利用者数の推移をみると、令和元年度末現在、障害福祉サービス支給決定者が441人、障害児通所支援支給決定者が208人となっており、年々増加しています。また、それぞれの実利用者も増加傾向で、障害福祉サービス実利用者346人、障害児通所支援実利用者153人となっており、特に障害児通所支援の利用が大きく増加しています。

障害福祉サービスの利用者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
障害福祉サービス支給決定者	391	404	412	434	440	441
障害福祉サービス実利用者	269	283	302	317	330	346
障害児通所支援支給決定者	107	120	145	163	184	208
障害児通所支援実利用者	85	98	119	138	160	153

資料：庁内調べ（各年度末現在）

③ 障害福祉サービス利用件数の推移

障害福祉サービス利用件数の推移をみると、令和元年度、介護給付費等は10,006件となり、年々増加しています。また、障害児通所給付費は3,327件となっており、年々増加しています。地域生活支援事業は増減を繰り返しており、3,150件となっています。

障害福祉サービス利用件数の推移

単位：延件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
介護給付費等	7,135	7,661	8,564	8,727	9,023	10,006
障害児通所給付費	1,190	1,756	2,330	2,417	2,916	3,327
地域生活支援事業	2,899	3,444	3,117	3,255	3,112	3,150

資料：庁内調べ（各年度）

④ 自立支援医療給付、重度心身障害者医療費助成の状況

自立支援医療給付、重度心身障害者医療費助成の状況をみると、自立支援医療では精神通院医療と更生医療が年々増加し、育成医療は減少傾向となっており、令和元年度末現在、精神通院医療受給者数は1,005人、令和元年度育成医療給付件数が6件、令和元年度更生医療給付件数が105件となっています。重度心身障害者医療費助成制度の受給者数は平成26年度から平成28年度にかけて増加し、その後減少しており、令和元年度末現在684人となっています。

自立支援医療給付状況

単位：人

	給付要件・概要等	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自立支援医療 (精神通院医療)	精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する方に対し、必要な医療の給付を行う。	778	814	846	898	922	1,005

資料：庁内調べ（各年度末現在）

単位：件

	給付要件・概要等	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満で身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。	15	16	6	5	4	6
自立支援医療 (更生医療)	18歳以上の身体障害者手帳所持者に対し、社会更生を図るために必要な医療の給付を行う。	41	45	55	69	85	105

資料：庁内調べ（各年度）

重度心身障害者医療費助成の状況

単位：人

	給付要件・概要等	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
重度心身障害者医療費助成制度	1・2級の身体障がい者、重度の療育手帳所持者又はその保護者に対し、医療保険対象医療費・薬剤の一部負担金、助成申請書の証明経費を助成する。	745	817	832	744	708	684

資料：庁内調べ（各年度末現在）

⑤ 各種福祉手当支給状況

各種福祉手当支給状況をみると、令和元年度1月現在、特別障害者手当は90人で、増加傾向となっています。障害児福祉手当は減少傾向で、56人となっています。特別児童扶養手当はほぼ横ばいで、109人となっています。在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当は増加傾向で、令和元年度3月現在42人となっています。

各種福祉手当支給状況

単位：人

	給付要件・概要等	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
特別障害者手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳以上の重度障がい者に支給を行う。	74	74	74	81	95	90
障害児福祉手当	在宅で暮らす常時介護が必要な20歳未満の方に支給を行う。	81	82	75	68	60	56
特別児童扶養手当	知的又は身体に障がい（中程度以上）を有する20歳未満の障がい児を扶養している方に支給を行う。	106	110	110	106	106	109

資料：庁内調べ（各年度1月現在）

単位：人

	給付要件・概要等	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当	20歳以上の療育手帳所持者で程度が重度以上と判定された方、障害者相談センター所長の発行する判定書において重度と判定された知的障がい者又は介護する家族、自宅において概ね6か月以上ねたきりで、入浴、食事、排泄等の日常生活に人手を必要とする20歳以上65歳未満の身体障がい者又は介護する家族で、障害児福祉手当、特別障害者手当等の支給を受けていない方に支給を行う。	36	37	40	40	40	42

資料：庁内調べ（各年度3月現在）

⑥ 障害者相談員

障害者相談員について、身体障害者相談員と知的障害者相談員が、地域の相談に対応しています。また、県で実施される研修等に参加しています。

障害者相談員

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
身体障害者相談員	2	2	2	2	2	2
知的障害者相談員	2	2	2	2	2	2

資料：庁内調べ（各年度末現在）

3 アンケート調査の概要

1 調査の目的

「第3次障がい者計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の策定のための基礎資料として、調査を実施しました。

2 調査対象

手帳所持者：東金市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の方を無作為抽出

市民：東金市在住の18歳以上の方を無作為抽出

3 調査期間

令和2年7月28日から令和2年8月17日

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
手帳所持者	1,000通	482通	48.2%
市民	500通	179通	35.8%

6 調査結果の表示方法

- 回答は各設問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の設問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

1 基本理念

障がいのある人もない人も、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性等の理解を深め、お互いが尊重し合い、誰もがその人らしく安心して暮らすことができる社会を目指します。

また、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現を目指します。



2 基本目標

基本目標 1 障害福祉サービス等の推進

障がいのある人が、身近な地域で自立した日常生活および社会生活を送ることができるよう、必要な障害福祉サービス等の充実を図り、個々の障がい特性や生活の状況に応じて必要なサービスを総合的に受けられるよう支援します。

また、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、地域生活支援事業の推進を図ります。

基本目標 2 必要なサービスを利用してその人らしい生活を送る

障がいのある人が住み馴れた地域で暮らしていくために、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスや困りごとなどを身近に相談できる支援体制の充実を図り、障がいのある人が必要な情報が得られるよう、情報提供の充実に努めます。

また、年齢や障がいの有無等にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、共に助け合いながら暮らしていく共生社会の実現を目指し、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に努め、差別の解消と相互理解を促進します。また、関係各機関等との連携を図り、障がいのある人がいきいきと生活できる環境づくりを推進します。

基本目標 3 共に育ち学び、自立する力を高める

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障がいのある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障がいのある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

基本目標 4 障がいに対する理解を深めて社会参加を広げる

障がいのある人が、身近な地域で自立した生活を送り、地域における活動に積極的に参加し、交流を図ることのできるまちづくりを推進します。

障がいのある人の自立と社会参加を推進するため、就労支援を推進します。就労移行支援事業等の利用や、就労後の定着支援など、一般就労に向けた支援を推進します。

また、就労支援関係機関等と連携し、地域における障がい者雇用の促進や就労支援に向けた取組を推進していきます。

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

基本目標 5 住み馴れた地域で安心して暮らせる

快適な生活環境を整えるため、公共施設や大規模施設等のバリアフリー化およびユニバーサルデザインの導入を推進します。また、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、居住環境の向上や外出手段の確保を推進していきます。

また、障がいのある人にとっての安全・安心を確保するため、防災対策を充実させることも重要です。避難行動に支援を要する障がいのある人とその家族が安心できるよう、避難体制の強化に努めます。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

誰もがその人らしく
安心して
共に暮らせる
社会の実現

1 障害福祉サービス等の推進

(1) 障害福祉サービス・相談支援・障害児通所支援等

(2) 地域生活支援事業

2 必要なサービスを利用してその人らしい生活を送る

(1) 暮らしを支える体制の充実

(2) 健康支援と各種福祉サービスの推進

(3) 推進体制の確保

3 共に育ち学び、自立する力を高める

(1) 子どもの障がいの早期発見

(2) 療育の推進

(3) 保育・教育の推進

4 障がいに対する理解を深めて社会参加を広げる

(1) 就業の促進

(2) 多様な社会参加活動の促進

(3) 相互理解と啓発の推進

(4) ボランティア活動の活性化

5 住み馴れた地域で安心して暮らせる

(1) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進

(2) 活動しやすいまちづくり

(3) 安心して暮らせる地域づくり

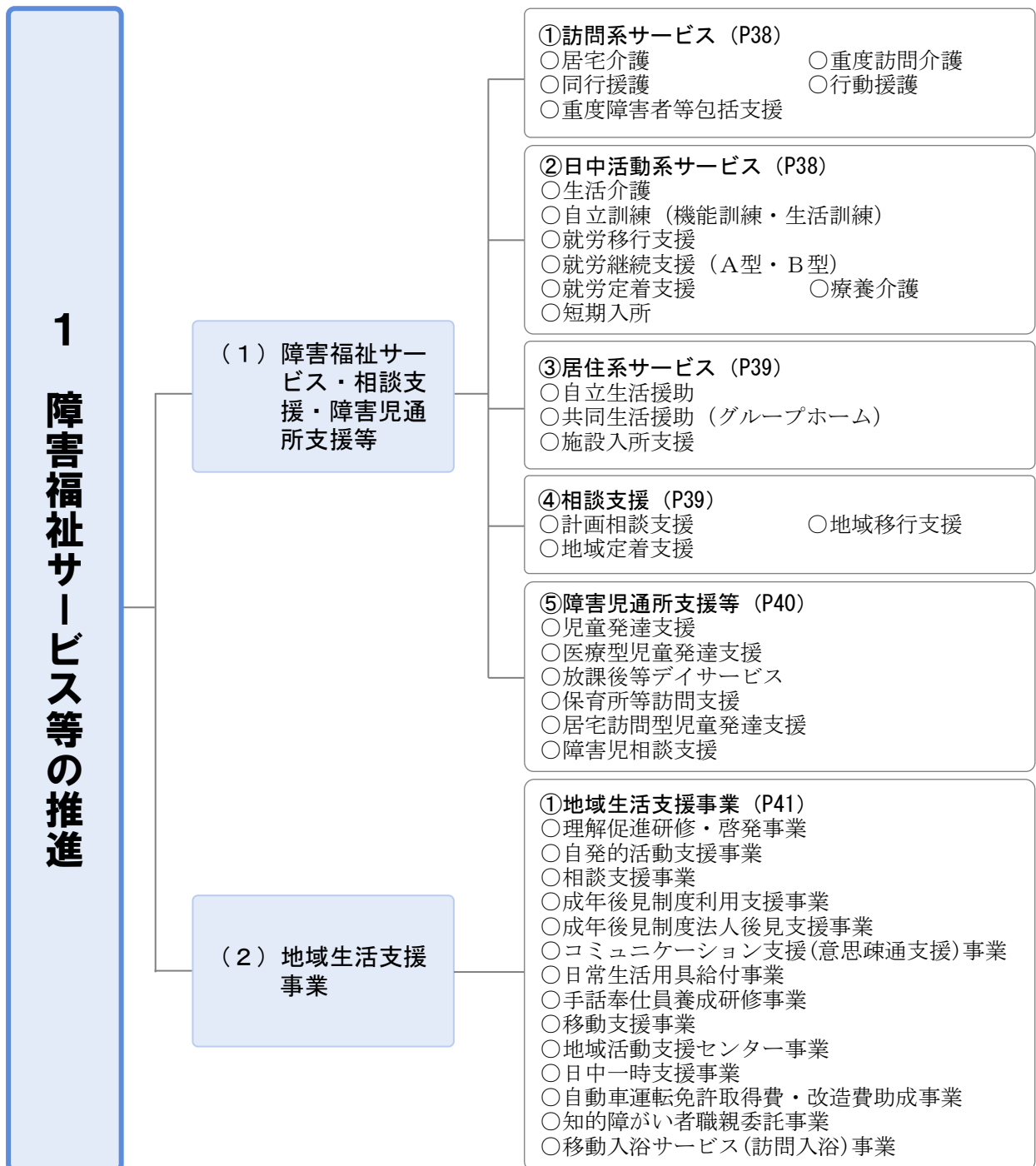
1 障害福祉サービス等の推進

<目標達成のための取組み方向>

[基本目標]

[基本施策]

[施策・事業]



<現状と課題>

「障がい福祉」に関するアンケート調査結果をみると、今後3年以内に利用したい障がい福祉サービスは、「利用するつもりはない」の割合が32.2%と最も高く、次いで「生活介護」の割合が10.2%となっています。所持手帳別で見ると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「利用するつもりはない」の割合が高くなっています。

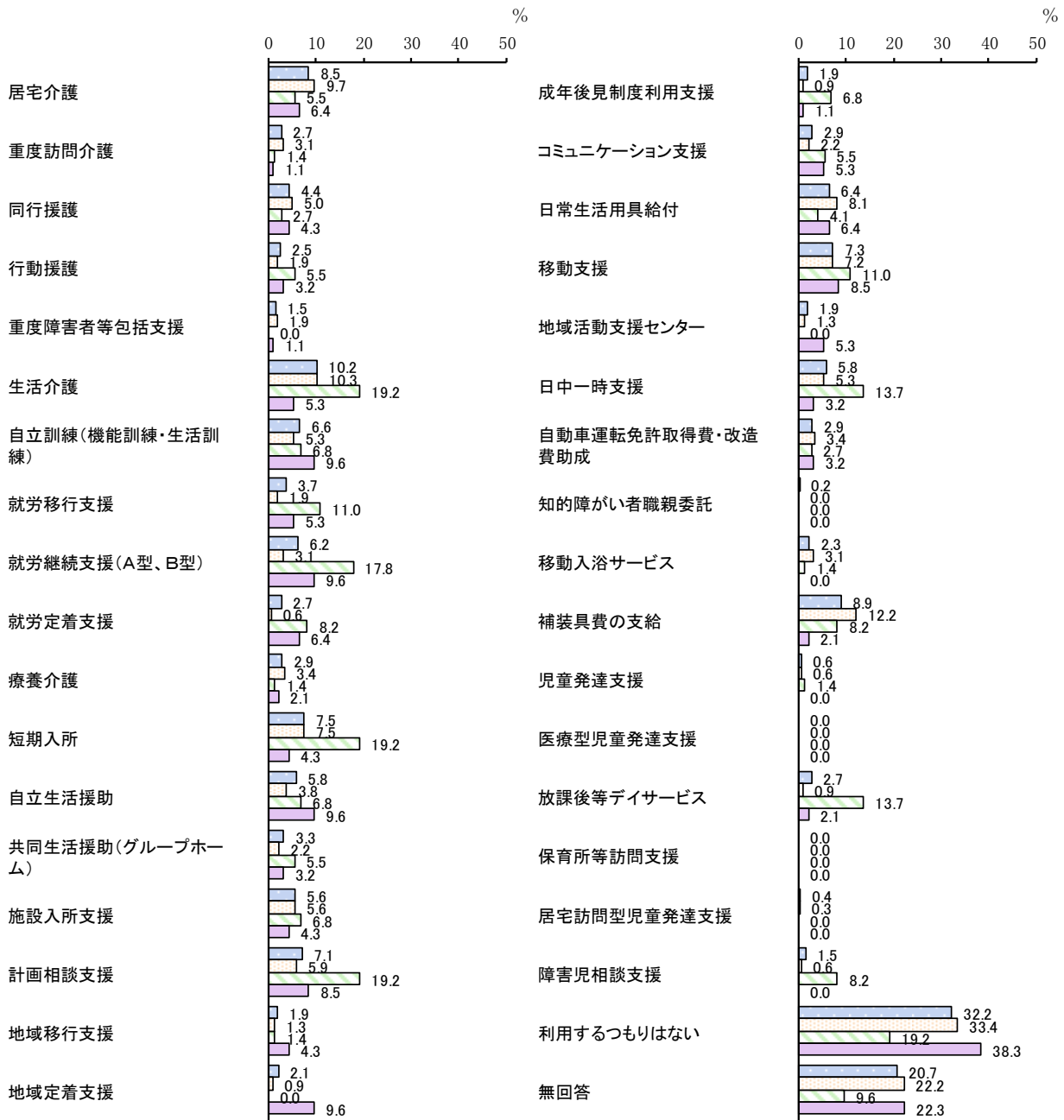
また、必要な介助・支援は、「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」の割合が81.3%と最も高く、次いで「炊事掃除などの家事」が74.3%、「金銭管理」の割合が63.9%となっています。所持手帳別で見ると、他に比べ、身体障害者手帳で「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」の割合が高くなっています。

さらに、これからの生活をどこでどのように暮らしたいと思うかについて、「自宅で家族だけの介助で暮らしたい」の割合が23.4%と最も高く、次いで「誰の介助も受けなくて暮らしたい」の割合が22.4%、「自宅で福祉サービスなどを利用して暮らしたい」の割合が21.6%となっており、在宅で生活していくための支援の充実が重要となります。

そして、地域で生活するために必要なことについては、「経済的な負担の軽減」の割合が48.8%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が38.2%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」の割合が33.8%となっています。

福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が重要です。

アンケート調査結果（手帳所持者）
【今後3年以内に利用したい障がい福祉サービス】

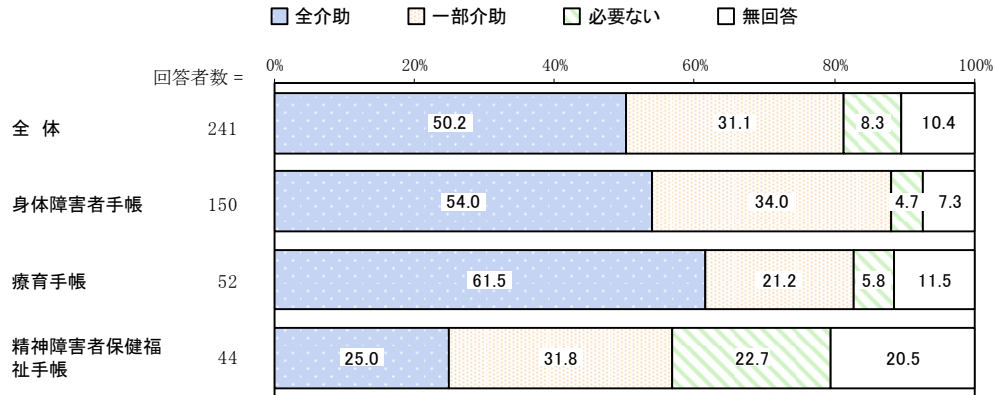


- 全体 (回答者数 = 482)
- 身体障害者手帳 (回答者数 = 320)
- 療育手帳 (回答者数 = 73)
- 精神障害者保健福祉手帳 (回答者数 = 94)

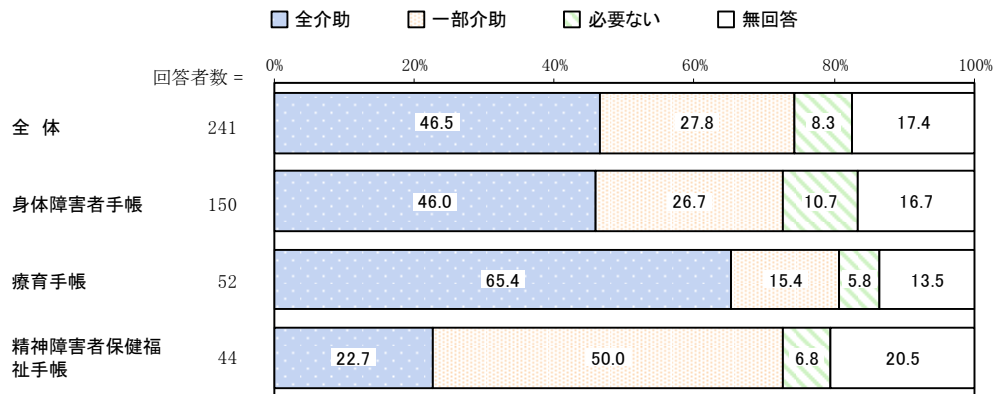
アンケート調査結果（手帳所持者）

【必要な介助・支援】

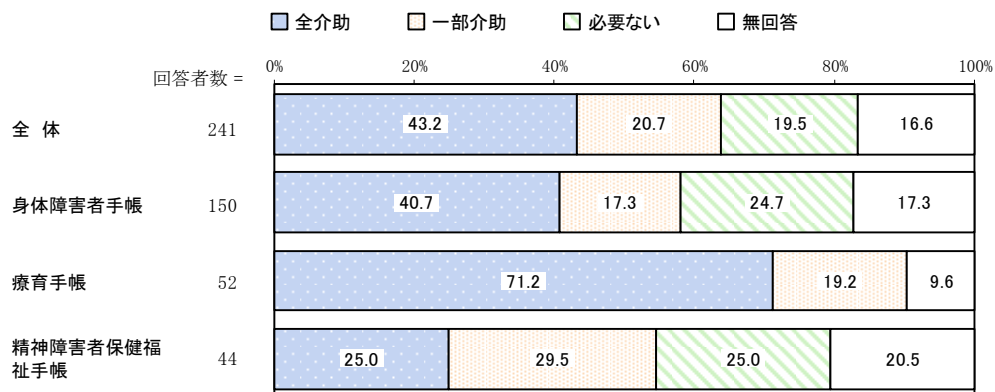
<外出の付き添い（通院を含む）、送迎>



<炊事掃除などの家事>



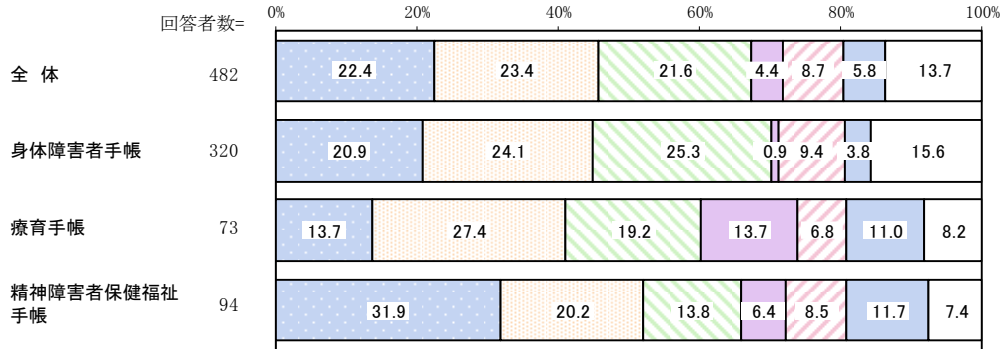
<金銭管理>



アンケート調査結果（手帳所持者）

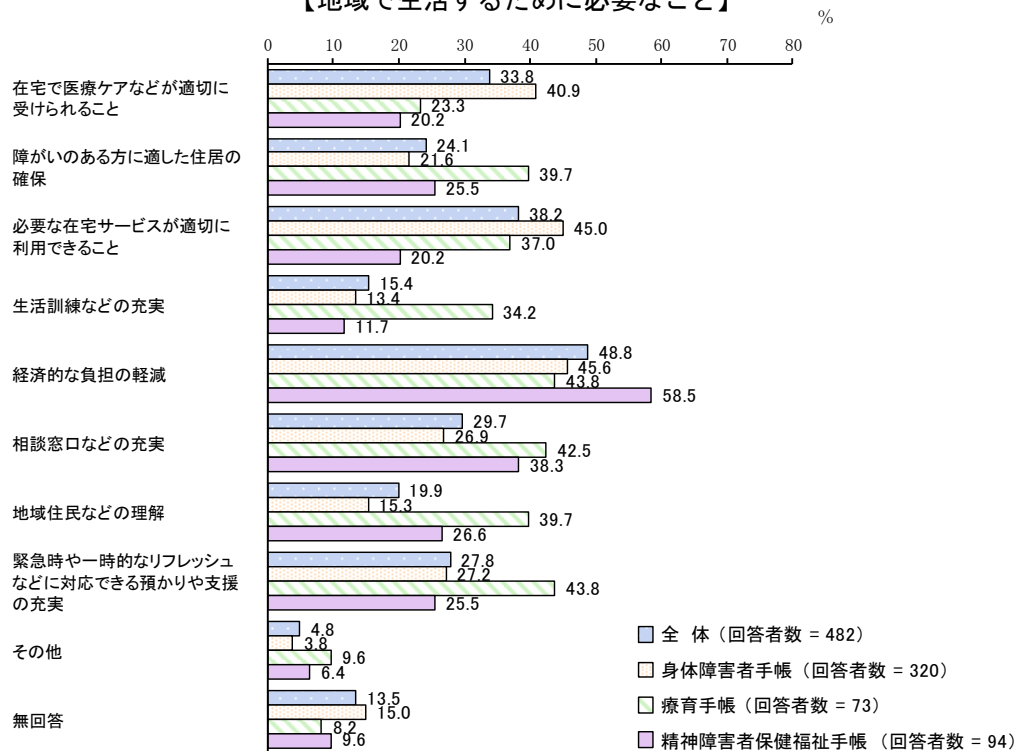
【これからの生活をどこでどのように暮らしたいと思うか】

- 誰の介助も受けなくて暮らしたい
- 自宅で家族だけの介助で暮らしたい
- 自宅で福祉サービスなどを利用して暮らしたい
- グループホームで暮らしたい
- 福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）へ入所したい
- その他
- 無回答



アンケート調査結果（手帳所持者）

【地域で生活するために必要なこと】



(1) 障害福祉サービス・相談支援・障害児通所支援等

障がいのある人のニーズに応じて、在宅の障がいのある人に対する日常生活及び社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

また、各種障害福祉サービス等の周知を図り、適切な利用を促進します。

① 訪問系サービス

○居宅介護

自宅で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

○重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事の介護や外出時の移動の介護などを総合的に行います。

○同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出時に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。

○行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。

○重度障害者等包括支援

介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

② 日中活動系サービス

○生活介護

常に介護が必要な方に、昼間、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動の場を提供します。

○自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

○就労移行支援

一般企業での就労を目指して、就労に必要な知識や技術、能力の向上のための訓練を行います。

○就労継続支援（A型・B型）

一般企業等で働くことが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

○就労定着支援

一般企業等で働いている方に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行います。

○療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護などを行います。

○短期入所

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

③ 居住系サービス

○自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な手助けを行います。

○共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

○施設入所支援

主として夜間、施設に入所する方に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。

④ 相談支援

○計画相談支援

障害福祉サービスなどを利用している方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。

○地域移行支援

住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行います。

○地域定着支援

居宅において単身で生活している方などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

⑤ 障害児通所支援等

○児童発達支援

主に未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

○医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。

○放課後等デイサービス

学校就学中の児童に対し、学校の授業終了後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

○保育所等訪問支援

保育所等に通う児童を対象に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

○居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどにより外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

○障害児相談支援

障害児通所支援利用者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。

(2) 地域生活支援事業

障がいのある人が住み馴れた地域で生き生きと暮らしていくため、多様化するニーズに対する相談やサービスに対応できるよう、それぞれの支援体制の充実を図ります。

① 地域生活支援事業

○理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域住民に対して障がいの理解を深めるための研修や啓発を行います。

○自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。

○相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じ、福祉サービスにかかる情報の提供や利用の支援、権利擁護のために必要な支援を行います。

○成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない状態にある方に対して、成年後見制度の利用を支援します。

○成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

○コミュニケーション支援(意思疎通支援)事業

聴覚障がいなどにより、コミュニケーションに支援が必要な方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

○日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、入浴補助用具や歩行支援用具などの日常生活用具を給付します。

○手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進等を推進するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

○移動支援事業

屋外での移動に困難がある方を対象に、外出のための支援を行います。

○地域活動支援センター事業

創作活動や生産活動などの場を提供するとともに、社会との交流の促進を行います。

○日中一時支援事業

家族・介護者の急用や一時的な休息のため、日中に一時的に預かり、見守りなどの支援を行います。

○自動車運転免許取得費・改造費助成事業

自動車運転免許の取得や自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。

○知的障がい者職親委託事業

知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生に熱意のある事業経営者などに預け、生活指導や技能習得訓練を行います。

○移動入浴サービス(訪問入浴)事業

家庭において自力あるいは家族のみでは入浴困難な方に対して、訪問により入浴サービスを提供します。

2 必要なサービスを利用してその人らしい生活を送る

<目標達成のための取組み方向>

[基本目標]

[基本施策]

[施策・事業]

2 必要なサービスを利用してその人らしい生活を送る

(1) 暮らしを支える体制の充実

- ①相談と地域ケアの体制づくり (P46)
 - 相談窓口体制の充実
 - 山武圏域自立支援協議会
 - 発達障がい者等に対する支援の充実
 - 精神障がい者の相談対応
 - 地域活動支援センターでの相談
 - 家族支援体制の充実
 - 心配ごと相談・法律相談等
 - 民生児童委員・障害者相談員の活動支援
 - 地域の理解と地域生活移行支援
 - 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ②権利擁護の推進 (P49)
 - 権利擁護体制の整備
 - 障がいのある人に対する差別の解消
 - 日常生活自立支援事業の推進
 - 成年後見制度の利用促進
 - 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく啓発
 - 障害者虐待防止事業

- ③情報提供の充実 (P50)
 - 保健福祉サービス等の情報提供
 - 障がい福祉関係パンフレットの充実
 - 広報紙・市ホームページ等による情報提供の充実
 - 情報提供手段の確保
 - 点字図書等の貸出
 - 情報教育の推進

- ④地域生活支援拠点等の整備・充実 (P52)
 - 地域生活支援拠点等の整備

(2) 健康支援と各種福祉サービスの推進

- ①心身の健康づくりの支援 (P52)
 - 相談事業の実施
 - 心身の健康づくりに関する啓発

- ②各種福祉サービスの推進 (P53)
 - 補装具費の支給
 - 車いす等の貸出
 - 指定ごみ袋(可燃ごみ専用袋)の支給
 - 生活福祉資金貸付制度
 - 補聴器購入費助成
 - 紙おむつ給付事業
 - 盲導犬の給付申請受付
 - 有料道路割引制度

- ③医療費助成・各種手当支給 (P54)
 - 医療費助成事業(自立支援医療・療養介護医療・重度心身障害者医療費助成制度)
 - 福祉手当(障害児福祉手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当・在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当等)の支給
 - 障がい者通所サービス等利用交通費助成
 - 心身障害者扶養年金掛金補助
 - 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

- ④医療的ケア児への支援の充実 (P54)
 - 医療的ケア児への支援の充実

(3) 推進体制の確保

- ①計画の進行管理 (P55)
 - 計画の進行管理

- ②人材の確保・育成 (P55)
 - 職員の資質向上
 - 多様な人材の育成を支援する環境づくり

＜現状と課題＞

「障がい福祉」に関するアンケート調査結果をみると、悩みや困ったことの相談先は、「家族・親せき」の割合が68.9%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が31.1%、「かかりつけの医師や看護師」の割合が27.6%となっています。

相談しやすくするために必要なこととしては、「信頼できる相談員がいる」の割合が49.8%と最も高く、次いで「曜日や時間に関係なく、いつでも相談に応じてくれる」の割合が44.6%、「障がいに対する専門的な知識や豊富な経験を持つ相談員がいる」の割合が37.1%となっており、障がいのある人のニーズは多様化しており、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

近年、障害者差別解消法により、障がいを理由とした差別の解消を推進するとともに、障害者虐待防止法による支援体制の確保など障がいのある人の権利擁護体制の整備についても一層の充実が求められています。

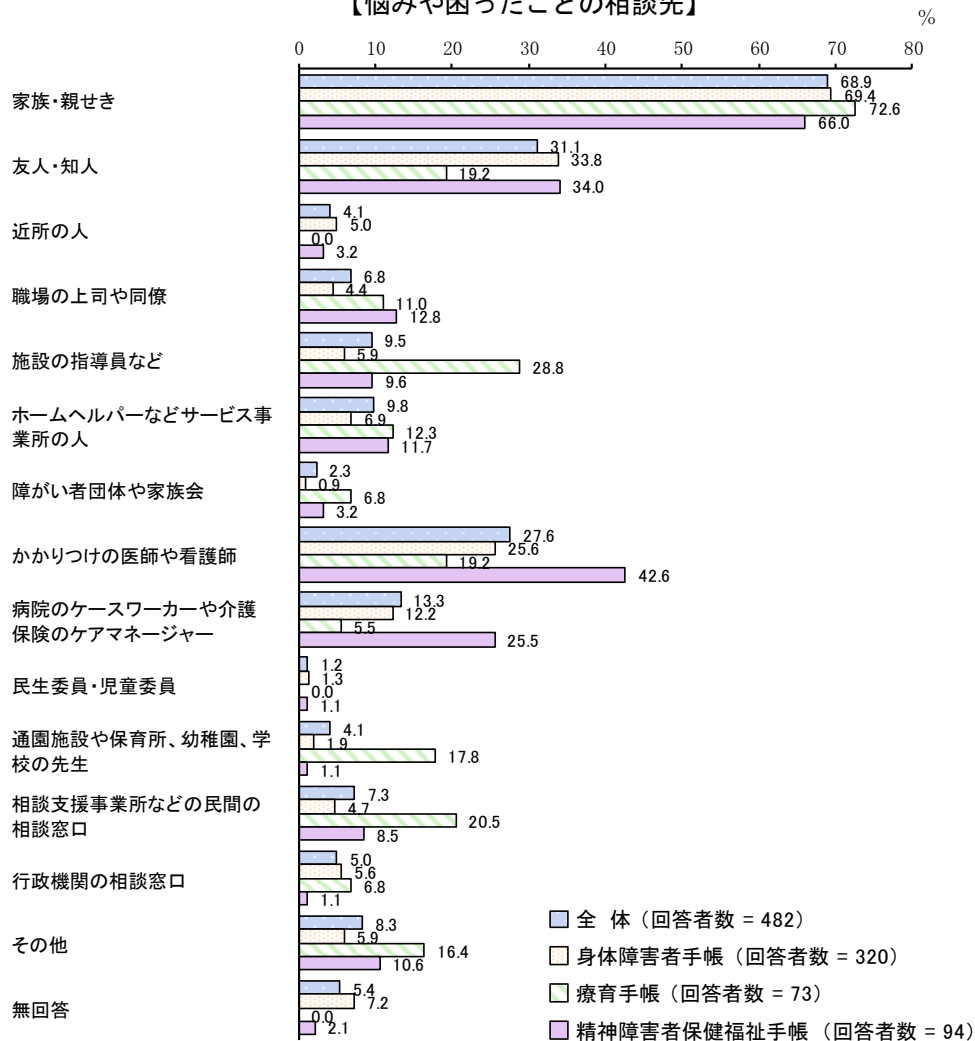
障がいのある人の人権が尊重され、地域で自立した暮らしを継続できるような意識啓発・理解促進と適切な支援が必要です。

また、障がいのある人を対象とする各種給付や助成事業の周知については、十分な情報提供を行い、各種制度を活用できるよう図ることが重要です。それぞれの障がいに応じて情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。

そして、障がいのある人やその家族などが、住み馴れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

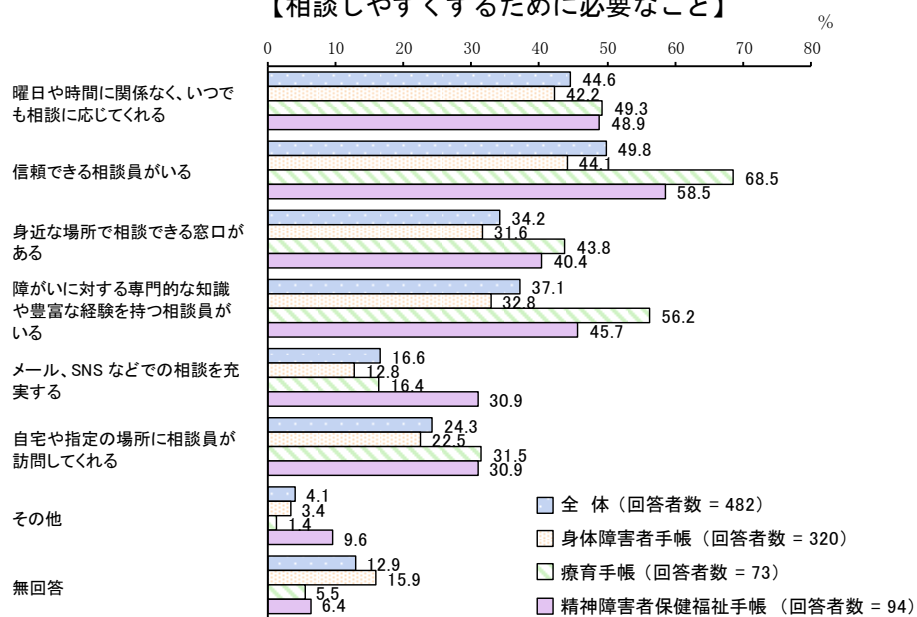
アンケート調査結果（手帳所持者）

【悩みや困ったことの相談先】



アンケート調査結果（手帳所持者）

【相談しやすくするために必要なこと】



(1) 暮らしを支える体制の充実

障がいの程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障がいのある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

また、障がいのある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重するとともに、成年後見制度の適切な利用を促進します。

① 相談と地域ケアの体制づくり

○相談窓口体制の充実

障がい福祉系の窓口では、障がいのある人やそのご家族が、個々の障がい特性や家庭の状況に応じたサービスを必要に応じ適切に受けられるよう相談支援を行っています。庁内において、障がいに関する相談やその他手続き等が必要な場合の窓口の体制については、多様化する相談内容に応じて社会福祉課が中心となり関係各課との連携をさらに深め、個々の障がい等の状況に配慮した対応に努め、障がいのある人にとって相談しやすい・わかりやすい相談窓口体制を整備します。

その他には、相談支援事業を民間事業所に委託（令和2年度1事業所）して実施し、その他に県設置の中核地域生活支援センターとも連携・調整を図っています。相談支援事業所や関係機関とのネットワークを生かして、相談への適切な対応とコーディネート機能の充実を図ります。

また、令和4年度に（仮称）山武圏域基幹相談支援センターの設置を予定しており、相談体制の強化を図ります。

○手話通訳者の設置

各種手続きや相談において聴覚障がいのある人、音声・言語機能障がいのある人が円滑な意思の疎通を図れるように支援するため、社会福祉課窓口にて、手話通訳者を毎週木曜日に設置しています。今後も継続して実施するとともに、手話通訳者の設置について周知と実施日を増やせるよう検討を図ります。

○山武圏域自立支援協議会

地域で暮らす障がいのある人にとっては、生活ニーズを満たすためのサービス提供主体が広く散在しているため、必要なサービスを見いだすことが困難な状況にあります。このため、保健・医療・福祉の各サービスを一体的に提供する、将来の障がい者ケアマネジメント体制の整備に資するため、山武圏域の市町及び各相談支援事業所、関係機関等で構成する山武圏域自立支援協議会を設置しており、相談や地域ケアの体制づくりに向け、自立支援協議会を中心にネットワークの構築を進めます。

○発達障がい者等に対する支援の充実

山武圏域自立支援協議会に設置されている障害児部会を通じ、障がい児への療育相談支援に関する困難事例の検討、研修会や課題の検討を行い、情報共有・情報交換を進めるとともに、ペアレントプログラムの実施などを通して、交流を深め、発達障がいや発達に心配のある子どもを育てる親が安心して子育てができるよう引き続き支援していきます。

また、発達障がいの子どもの育てた親の立場から、傾聴で寄り添い子育ての経験情報を提供するペアレントメンターの活動を支援します。

○精神障がい者の相談対応

精神障がいのある人の相談には主に社会福祉課窓口で対応しています。必要に応じて健康増進課の保健師や、ケースによっては健康福祉センターの精神保健福祉士（精神保健福祉相談員）と連携して、医療機関への受診や福祉サービスの利用につなげるなどの対応をしています。今後も、関係機関と連携・調整を図り、適切に対応できるように相談体制の強化に努めます。

○地域活動支援センターでの相談

市内の地域活動支援センターでは、自立した日常生活の支援や社会参加の促進を図る活動とともに、各種相談等に対応する相談支援事業を実施しています。地域活動支援センターの事業等について周知を図るとともに、地域活動支援センターとの連携を図ります。

○家族支援体制の充実

様々な家庭の状況や障がいの特性などに応じ、関係機関が連携して切れ目なく支援を行う相談体制を整備し、各家庭に寄り添った相談体制の充実に努めます。

○家族教室の開催検討

在宅の障がいのある人を介護されている家族の方の地域での生活支援と、家族の介護負担の軽減や意見交換の場として、研修会やピアサポートなどの教室の開催を検討します。

また、(仮称)山武圏域基幹相談支援センター設置後は、センターでの実施を検討します。その他、各種団体主催の研修会や教室等について周知・案内を実施します。

○心配ごと相談・法律相談等

社会福祉協議会では、日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言と指導を行うため、心配ごと相談所（ふれあいセンター内）を開設しています。民生児童委員が相談員となり、月2回相談日を設けています。また、専門性が求められる相談に対応するため、弁護士による無料法律相談を、月1回、実施しています。さらに、心配ごと相談員に対し、弁護士による研修を行い、相談員の資質向上を図ります。今後は、相談所の周知やより利用しやすい体制を整備します。

○民生児童委員・障害者相談員の活動支援

民生児童委員の地域での活動が円滑に取り組まれるように、様々な行政情報の提供や、現状を知っていただく機会となるように、地区民生児童委員協議会において、小中学校等との情報交換の機会等を確保しています。民生児童委員協議会の事務局を社会福祉協議会に移管しており、社会福祉協議会と連携を図りながら、民生児童委員の活動を支援します。

また、市の委嘱している障害者相談員が地域で相談に応じたり、県の実施する研修等に参加しています。今後も、障害者相談員の専門的知識の向上を図るため、研修等の情報を提供するとともに、地域での障害者相談員の継続的な活動の支援に努めます。

○地域の理解と地域生活移行支援

入所施設や病院等から退所・退院する障がいのある人が、地域での生活に円滑に移行していけるように、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）のサービスを提供します。

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉・介護、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、医療、保健、福祉に関する各機関及び団体並びに関係行政機関等と連携して推進していきます。平成30年度「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を山武圏域自立支援協議会相談支援部会に設置し、各機関及び団体等の代表者会議等を実施しています。

② 権利擁護の推進

○権利擁護体制の整備

障がいのある人の人権が尊重され、地域で自立した暮らしを継続できるように、障がいのある人等からの相談や申し立ては社会福祉課窓口で対応するとともに、健康福祉センターの相談窓口につなげています。また、商工観光課では、雇用・労働上の相談窓口のパンフレットを窓口に設置し、労働相談については東金労働基準監督署や東金市地域職業相談室等個々に適した相談窓口を紹介しています。今後は、権利擁護に関する各種相談窓口について周知を図るとともに、相談等への適切な対応に努めます。

○障がいのある人に対する差別の解消

障害者差別解消法に基づき、差別にあたることや、合理的配慮として望ましい対応等を市民や企業、事業所等に広く周知・啓発を行います。

また、山武圏域障害者差別解消支援地域協議会を設置し、差別に関する相談や差別を解消させるための取組に係る協議を行います。

○日常生活自立支援事業の推進

障がいにより判断能力が十分でないために適切なサービスの提供が受けられない在宅で生活をする障がいのある人に対し、福祉サービス利用援助、財産保全・管理サービス、弁護士等紹介サービスを提供しています。

サービスの安定的な提供を図るため、制度の周知、関係支援者への理解と連携の強化や人材確保のため広報紙等での周知を継続的に行います。

○成年後見制度の利用促進

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が各種手続きを適切にできるように、成年後見制度の利用について、周知・啓発を行うなど利用促進に努めます。

また、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な方向性を定める方針です。

○障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に基づく啓発

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、住み馴れた地域で社会の一員として尊重され、誰もがありのままに・その人らしく地域で暮らせる社会の実現をめざしたものです。この条例の考え方や障がいのある人の人権の尊重について市民の理解が深まるよう、パンフレット等を活用して啓発活動を行います。

○障害者虐待防止事業

障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待に対する迅速な対応を行うため、障がい者虐待防止センターを設置し、相談・通報等への対応や被虐待者等について支援します。被虐待者の支援に当たっては、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する事案が発生した場合には、その受け入れについて支援します。

③ 情報提供の充実

○保健福祉サービス等の情報提供

保健福祉サービス等については、社会福祉課や健康増進課の窓口、広報紙及び市ホームページ等で市民に情報を提供しています。また、各種団体が行う催しや講座についても、窓口、広報紙及び市ホームページを活用して情報提供に努めています。情報提供の方法や内容について検討しながら、保健福祉サービス等の情報提供に努めます。

○障がい福祉関係パンフレットの充実

社会福祉課では障がい福祉サービス一覧のパンフレット「障がい福祉ガイド」を順次改正して、市ホームページに掲載するとともに、窓口業務に活用しています。また、社会福祉協議会では、福祉カーや福祉用具貸し出しのチラシを作成し周知を図り、窓口業務に活用しています。

これらについて、広報紙やホームページに掲載し情報提供に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず情報が得られるよう、様々な手段を用いた情報提供に取り組みます。

○広報紙・市ホームページ等による情報提供の充実

主に広報紙、市ホームページなどで各種行政情報の提供に努めるとともに、「くらしの便利帳東金」を作成して配布しています。「広報とうがね」は、市民活動団体の「朗読奉仕つくし会」がボランティア活動として、広報とうがねを読み上げて「声の広報とうがね（デイジー図書）」を配布しています。市ホームページは音声読み上げ機能を導入しています。

今後も、SNSなど多様な媒体による情報発信に取り組みます。

○情報提供手段の確保

社会福祉課窓口への手話通訳者の設置をはじめ、手話通訳者・要約筆記者の派遣、日常生活用具（情報・意思疎通支援用具等）の給付などを行っています。今後も、障がいのある人のコミュニケーション手段と情報入手手段の確保が図られるように努めます。

○点字図書等の貸出

ふれあいセンター内の図書コーナーには、大活字図書、拡大読書器、点字図書やテープ図書等があり、社会福祉協議会で一部貸出を行っています。また、ボランティアルームには、点字プリンターや音声ソフトなどが、利用可能資機材として設置されています。今後も、点字図書の貸出や点字プリンターの利用について周知を図るとともに、視覚障がい者用図書の拡充に努めます。

○情報教育の推進

特別支援教育において、個別の指導計画の中にパソコンやインターネットの学習を位置づけて情報教育が取り組まれており、タブレット等の情報機器を学習活動に取り入れています。

今後も、継続して実施されるよう働きかけ、校内LANや大型プロジェクター等周辺機器の充実に努めます。

④ 地域生活支援拠点等の整備・充実

○地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等について、山武圏域市町、各団体や事業所等の関係機関と連携を図りながら、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制により整備を図るとともに、地域における社会資源の面的連携による支援体制の強化を図ります。

(2) 健康支援と各種福祉サービスの推進

住み馴れた地域で障がいのある人が暮らせるよう、一人一人の障がいの多様な特性や程度、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、地域における生活基盤の整備に引き続き取り組みます。

また、医療費助成や各種手当の充実を図り、医療的ケアが必要な児童への支援については、関係機関との連携を図り、地域で暮らし続けていくために必要な支援を受けることができる支援体制の充実を図ります。

① 心身の健康づくりの支援

○相談事業の実施

在宅療養者及びこれに準ずる状態にある人やその家族に対し、保健師、栄養士、歯科衛生士が必要な保健指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図っています。障がいのある人の健康づくりの支援、介護する家族の健康を支援するため、関係機関との連携を強化し、保健指導を継続して実施します。

○心身の健康づくりに関する啓発

生活習慣病や心の健康に関する知識を深められるように、地区での健康教育活動や講演会、パンフレットや広報等で啓発を行います。

② 各種福祉サービスの推進

○補装具費の支給

日常生活の向上を目指し、義肢や車いす、補聴器など障がいを補う用具の購入や修理費用を支給します。

○車いす等の貸出

社会福祉協議会では、日常生活に支障がある方に対し、短期的に車いす、松葉杖の貸出を行っています。今後も、在宅生活を支えるサービスとして、周知を図りながら継続して実施します。

○紙おむつ給付事業

在宅のねたきり障がい者の方に対し、紙おむつを給付しています。今後も在宅生活を支え、介護者の経済的・精神的負担を軽減するサービスとして継続して実施します。

○指定ごみ袋（可燃ごみ専用袋）の支給

東金市紙おむつ給付事業、東金市障害者等日常生活用具給付事業紙おむつ支給対象者に指定ごみ袋（可燃ごみ専用袋）を支給します。

○生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、障がい者手帳所持者の世帯が自立した生活を送るため、生業を営むのに必要な経費、または高額な福祉用具・障がい者用自動車等の購入に必要な経費等の貸付を県社会福祉協議会が行っています。社会福祉協議会では、貸付に関する相談に対応しており、今後は、関係機関と連携しながら制度の周知を図るとともに、福祉関係者にも情報提供を行います。

○盲導犬の給付申請受付

重度視覚障がい者の就労等社会参加活動への参加を促進するために、盲導犬の給付を希望する方に対し、申請の受付を行っており、今後も積極的な制度の周知により、適切な利用を促進します。

○有料道路割引制度

障がいのある人の有料道路通行料金の割引に関する相談・手続きを行っており、相談等に対応し、適切な利用を促進します。

③ 医療費助成・各種手当支給

○医療費助成事業（自立支援医療・療養介護医療・重度心身障害者医療費助成制度）

障がいのある人の医療費の負担を軽減するため、自立支援医療（更生医療・精神通院医療・育成医療）の給付、療養介護医療の給付、重度心身障害者医療費の助成を行っています。制度の周知に努めながら、継続して実施し、適切な利用を促進します。

○福祉手当（障害児福祉手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当・在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当等）の支給

養育・介護などの負担の軽減を目的とした障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当等の福祉手当を支給しています。制度の周知に努めながら、継続して実施します。

○障がい者通所サービス等利用交通費助成

障がい者支援施設等に通所している障がいのある人に対し、経済負担の軽減を図り、福祉の向上に寄与することを目的として、通所に要する交通費の一部を助成します。

○心身障害者扶養年金掛金補助

千葉県心身障害者扶養年金制度に加入した者が納入する掛金に対し、心身障害者の福祉の向上に資することを目的として、千葉県心身障害者扶養年金条例第9条の規定による減額を受けた者に掛金の一部を助成します。

○軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進を図るため、難聴児の保護者に対し補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

④ 医療的ケア児への支援の充実

○医療的ケア児への支援の充実

在宅で生活する医療的ケアを必要とする方やそのご家族が、安心して生活できるように、医療的ケア児のための保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場を設置し、必要な支援の充実を図ります。

(3) 推進体制の確保

計画策定後、着実に推進していくため、計画に掲げた施策・事業の進捗状況を把握し、あわせて障がい者施策の動向や変化を踏まえながら、計画の進行管理を行います。

また、様々な福祉サービスに携わる職員の資質向上と専門性の高い人材の確保・育成を行うため、関係各機関と連携を図り、計画的な研修や講演会、情報交換等の取り組みを支援していきます。

① 計画の進行管理

○計画の進行管理

計画の進行管理を適正に行うため、定期的に計画に盛り込んだ施策・事業の現状把握を行い、着実な推進を図ります。

また、保健・医療・福祉・雇用・教育などの関係機関や関係団体と幅広く連携を図りながら、計画を推進していきます。

② 人材の確保・育成

○職員の資質向上

障がいのある人の増加や必要とするサービスの多様化・複雑化等が進む中で、困難な相談等に対して、窓口で適切な対応ができるように、研修等を行い、職員の能力と資質の向上に努めます。

○多様な人材の育成を支援する環境づくり

障がいのある人を支えるサービスを提供するホームヘルパーなど福祉専門職員をはじめ、障がいに関する相談や指導に携わる言語聴覚士、精神保健福祉士、社会福祉士など、様々な人材や職種等の確保・育成にむけて、障がい者施策の動向等や各種研修の情報提供及び参加促進、ネットワークづくりを働きかけます。

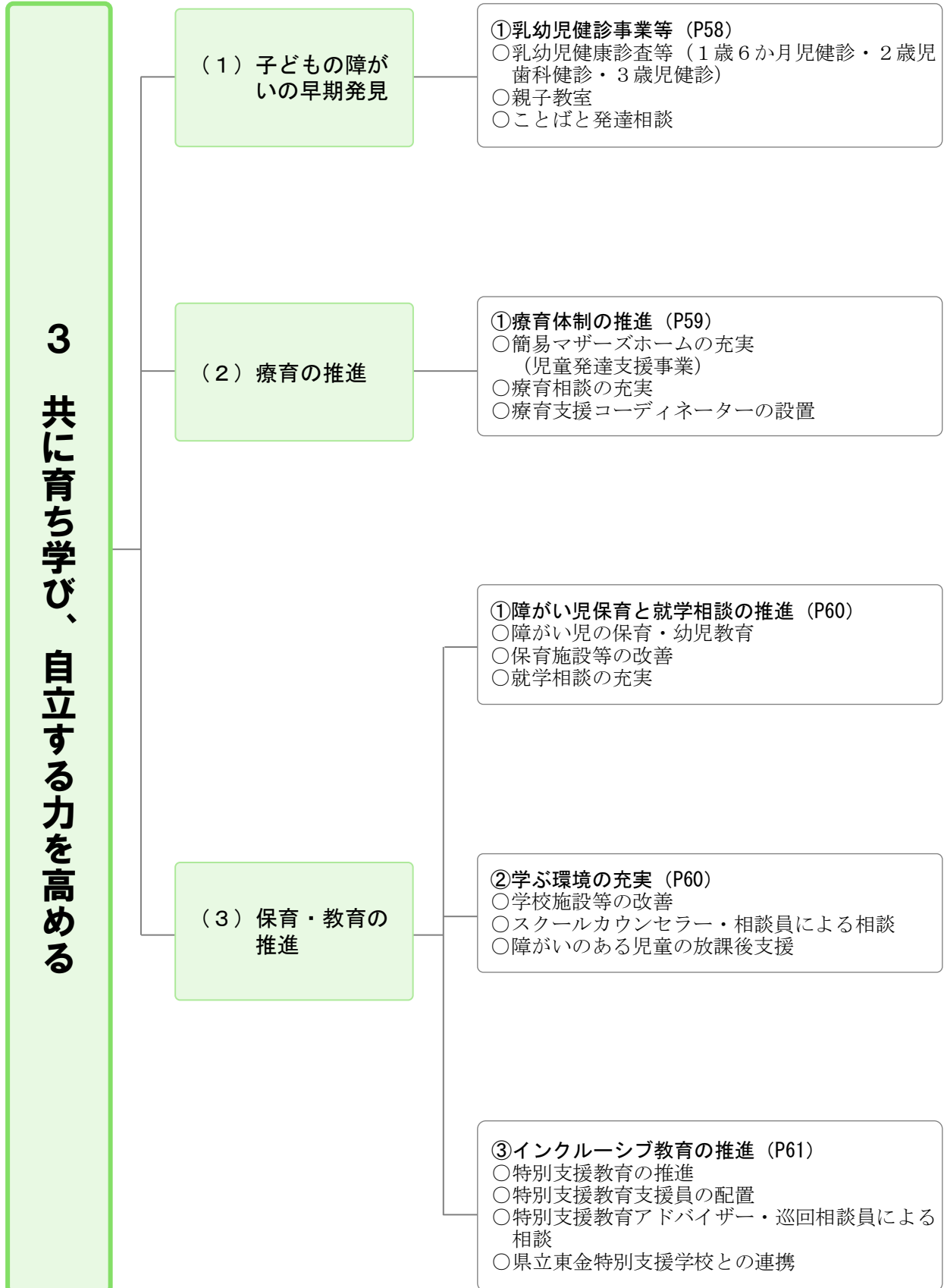
3 共に育ち学び、自立する力を高める

<目標達成のための取組み方向>

[基本目標]

[基本施策]

[施策・事業]



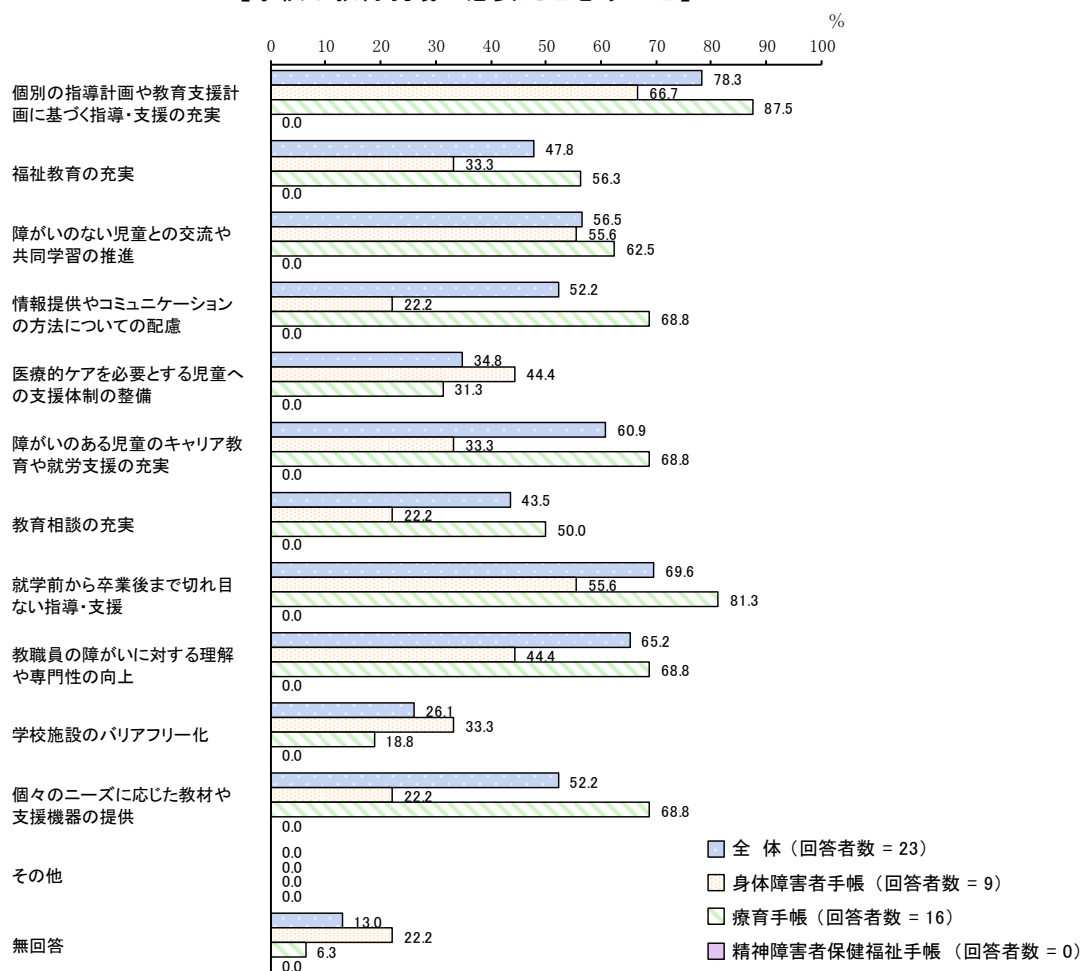
<現状と課題>

「障がい福祉」に関するアンケート調査結果をみると、学校や教育現場で必要だと思うことは、「個別の指導計画や教育支援計画に基づく指導・支援の充実」の割合が78.3%と最も高く、次いで「就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援」の割合が69.6%、「教職員の障がいに対する理解や専門性の向上」の割合が65.2%となっています。所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援」の割合が高くなっています。

そのため、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供することが必要となっています。障がいの状況や教育ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていく必要があります。子どもたちが希望を持って歩むことができるよう、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

アンケート調査結果（手帳所持者）

【学校や教育現場で必要だと思うこと】



(1) 子どもの障がいの早期発見

保健・医療・福祉が連携し、母子の健康増進に向けた母子保健対策や相談体制を整備し、障がいの早期発見・早期療育に取り組み、療育や子育てに必要な知識を学ぶための支援を行います。

① 乳幼児健診事業等

○乳幼児健康診査等（1歳6か月児健診・2歳児歯科健診・3歳児健診）

1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診の受診率の向上を図り、発達支援と障がいの早期発見に努めます。未受診者には保健師が受診勧奨を行い、状況把握に努めます。

○親子教室

健診結果等で発達の遅れや行動面で心配のある幼児と保護者が遊びに参加（体験）する教室として、親子教室を年12回開催しています。今後も継続して実施し、発達経過等のフォローに努めるとともに、特別支援学校、簡易マザーズホーム等の専門機関や関係機関と協力して親子の育ち支援に取り組んでいきます。

○ことばと発達相談

健診や各種相談等から言語発達や行動面に対し心配のある幼児と保護者に、臨床発達心理士や言語発達を学んだ講師による幼児のことばと発達相談を行っています。療育が必要な幼児には、簡易マザーズホーム等と連携を図っています。

(2) 療育の推進

障がいのある子どもへの療育・保育・教育の実施に当たっては、各関係機関との情報共有・連携により、個別のニーズに対応し、ライフステージを通じた切れ目のない支援が行える体制の整備を図ります。

① 療育体制の推進

○簡易マザーズホームの充実（児童発達支援事業）

簡易マザーズホームは、児童福祉法に基づく児童発達支援事業を実施しており、早期療育として成長や発達に遅れのあるお子さんや心配のあるお子さんに日常生活における基本動作の指導、専門職による集団生活への適応訓練、各種指導等を行っています。今後も継続して実施するとともに、療育の相談の場として簡易マザーズホームの情報提供に努めます。

また、市健康増進課と連携し、健診や各種相談において発達上の遅れからより専門的な支援が必要な方が早期療育につながるよう努めています。

○療育相談の充実

千葉県障害児等療育支援事業の委託を受け、簡易マザーズホームで外来療育支援、訪問療育支援、施設支援指導などを行っています。その中で、発達に心配のある子どもやその保護者に対して、訪問や来所時の療育支援、保育所・幼稚園への巡回相談を実施しており、療育相談の場について情報提供を図ります。

○療育支援コーディネーターの設置

市の担当課、学校、自立支援協議会、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所など療育関係機関とのネットワークの核となる療育支援コーディネーターの設置について検討します。

(3) 保育・教育の推進

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもの状況に応じ、充実した日常生活や社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を図るとともに、研修等により障がいの理解を深め、保育、教育環境の充実を推進します。

① 障がい児保育と就学相談の推進

○障がい児の保育・幼児教育

一人ひとりの障がいの種類や程度に応じてきめ細かな保育・幼児教育が受けられるように、障がい等で支援が必要な場合は保育施設では保育士等を、幼稚園では補助講師を配置して対応します。今後も、障がいのある子どもの保育・幼児教育の受入れ体制の確保に努めます。

○保育施設等の改善

障がいのある子どもの受入れにあたり、安全な施設となるように必要な改善に努めており、今後も保育・幼児教育施設の改善等に努めます。

○就学相談の充実

支援を必要とする幼児・児童・生徒が一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を受けられるよう、就学相談を実施しています。担当課窓口のみの対応でなく、関係機関と連携した相談対応と早期からの関わりづくりに努めるとともに、教育支援委員会の機能的な実施に努めます。

② 学ぶ環境の充実

○学校施設等の改善

障がいのある児童・生徒にとって、安全で使いやすい学校施設の改善に努めています。支援が必要な児童・生徒の状況を勘案して、必要な学校施設等の改善により学ぶ環境の向上を図ります。

○スクールカウンセラー・相談員による相談

悩みを抱える生徒をはじめ保護者や教職員が相談できるスクールカウンセラーを設置しており、助言や援助など適切な対応に努めています。また、各小中学校に子どもと親の相談員を配置し、教育相談体制強化に努めています。今後は、さらにメンタル面の相談等相談内容の複雑化や様々なケースへの対応が求められることから、実情に応じた相談員の配置を検討します。

○障がいのある児童の放課後支援

障がいのある子どもの放課後の過ごし方として、地域生活支援事業（日中一時支援）を実施しています。また、特に療育を必要とする児童には放課後等デイサービスを実施しています。支援が必要な児童・生徒が放課後の時間を過ごす場として、放課後に利用できる事業所を確保するとともに、受入れの環境づくりに努めます。

③ インクルーシブ教育の推進

○特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒がもつ能力を最大限に伸ばし、自立し、一人ひとりの障がいの種類や程度に応じてきめ細かな教育を行えるよう、特別支援教育において、個別支援計画・個別指導計画をたてて対応しています。今後はさらに特別支援教育の充実をめざし、学校、市、関係機関が東金市特別支援教育ネットワーク会議を中心に連携を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターを中心として校内の特別支援教育体制の拡充を図り、支援が必要な児童・生徒の成長を支援します。

○特別支援教育支援員の配置

小・中学校で特別支援を必要としている児童・生徒が学校生活で介助や支援を受けながら学習できるように、特別支援教育支援員を配置します。今後は、特別支援教育支援員の資質・能力の向上を図るため、研修機会を設けます。

○特別支援教育アドバイザー・巡回相談員による相談

県教育委員会や県総合教育センター特別支援教育部では、巡回相談や研修等の支援をしています。今後は、県の巡回相談の活用、市の特別支援教育コーディネーターとの連携等により特別支援教育活動の充実を図ります。

○県立東金特別支援学校との連携

市内には県立東金特別支援学校があることから地域の特別支援学校として、就学相談などを連携して行い、特別支援教育アドバイザーを招聘することで特性に応じた指導・支援を行っています。今後はさらに連携を強化し、研修や情報交換等を行って支援が必要な児童・生徒の成長を支援するとともに、教職員と地域の教育力・育てる力が高まるように努めていきます。

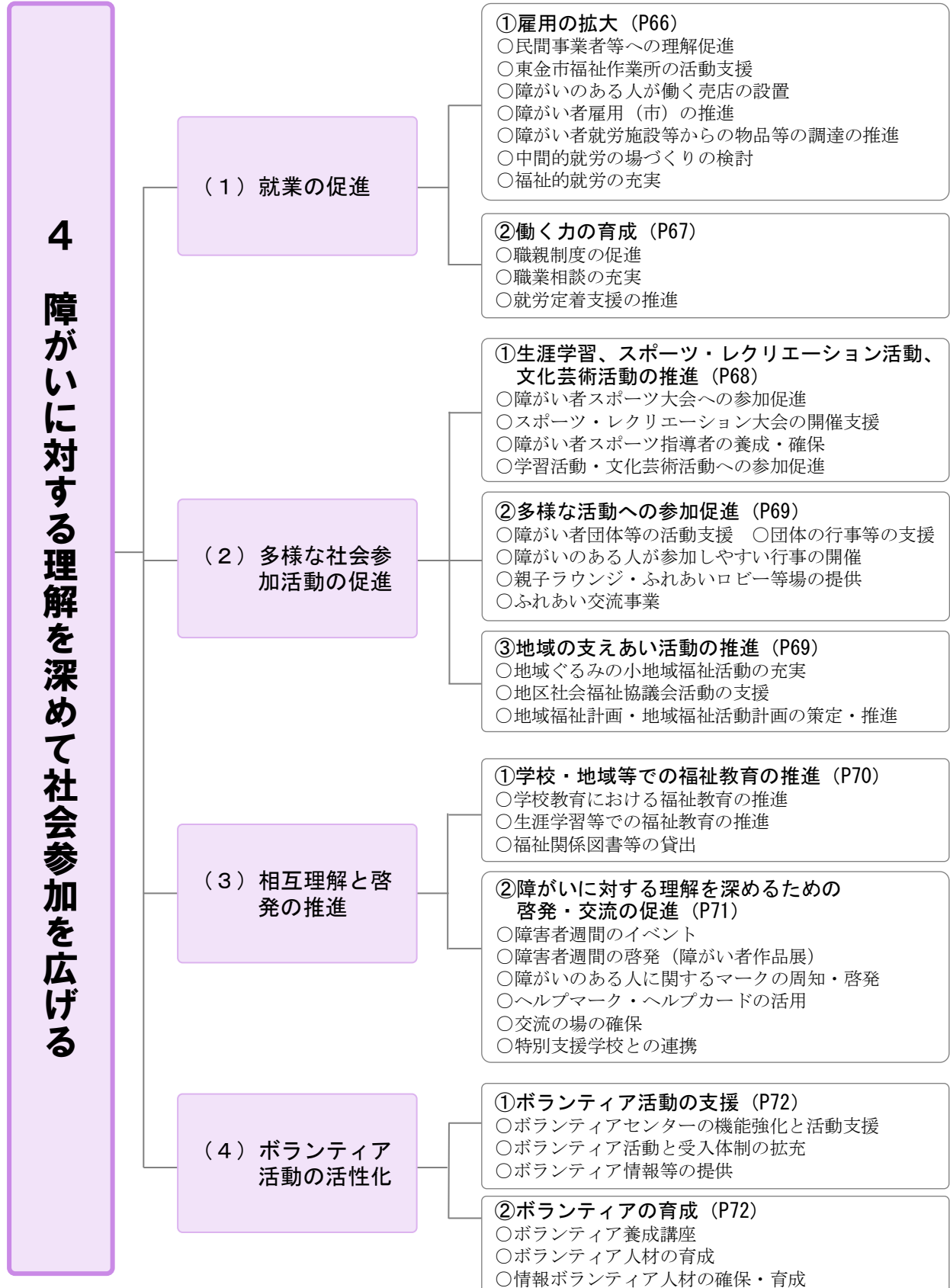
4 障がいに対する理解を深めて社会参加を広げる

<目標達成のための取組み方向>

[基本目標]

[基本施策]

[施策・事業]



<現状と課題>

「障がい福祉」に関するアンケート調査結果をみると、収入を得る仕事をしている人の勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が34.2%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が32.4%、「自営業、農林水産業など」の割合が20.7%となっています。所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が高くなっています。

今後、収入を得る仕事をしたいかについては、「仕事をしたい」の割合が41.9%、「仕事はしたくない、できない」の割合が43.4%となっています。

収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいかについては、「職業訓練を受けたい」の割合が48.1%と最も高く、次いで「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」の割合が27.8%、「すでに職業訓練を受けている」の割合が22.2%となっています。

必要だと思う就労支援では、「職場の障がい者理解」の割合が33.8%と最も高く、次いで「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合が32.0%、「通勤手段の確保」の割合が31.5%となっています。所持手帳別でみると、他に比べ、療育手帳で「職場の障がい者理解」の割合が高くなっています。

障害者就業・生活支援センター等と連携した就労につなげる支援体制の充実とともに、一般企業による雇用の促進や福祉的就労の推進に向け、障がいへの理解や就労環境の改善に積極的に取り組んでいくことが重要です。一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。就労支援体制の強化に向けて、障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関との連携を図り、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行う必要があります。

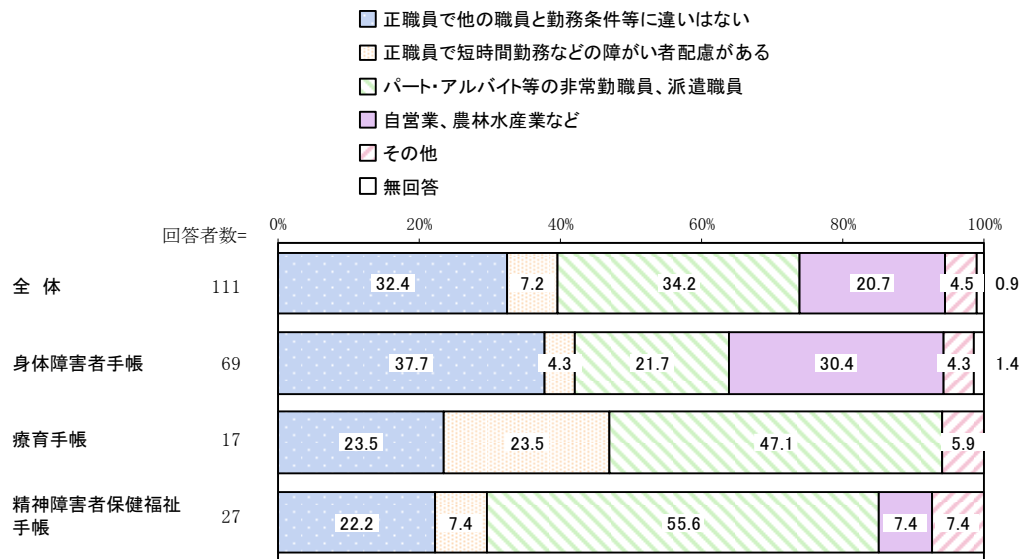
また、「障がい福祉」に関するアンケート調査結果をみると、地域において障がいのある人に対する差別や偏見を感じるかについて、「あると感じる」と「ややあると感じる」を合わせた“感じる”の割合が41.9%、「あまり感じない」と「感じない」を合わせた“感じない”の割合が56.9%となっています。また、「ある」と「ややあると感じる」と回答した方に対し、障がいに対する差別の解消が進みにくい理由を尋ねたところ、「障がいに関する理解に必要な情報がまだ不足している」の割合が62.7%と最も高く、次いで「まちや施設、交通機関などのバリアフリー化がまだ十分でない」の割合が61.3%、「障がいを受け入れられない意識や偏見がまだ根強い」の割合が53.3%となっています。

各団体等が主催する障害者週間のイベントでは、一般の来場者の参加を増やし、障がいのある人や来場者等多くの方々が交流を持てる機会となるよう支援します。

今後、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障がいへの理解を深め、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。

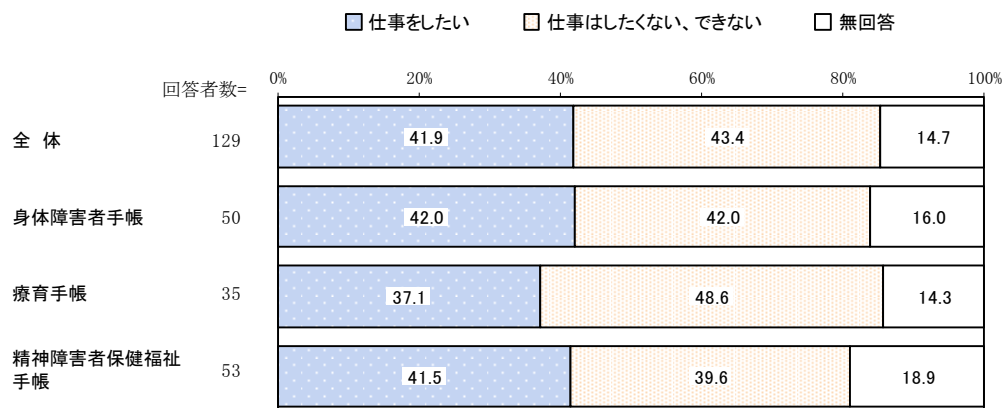
アンケート調査結果（手帳所持者）

【勤務形態】



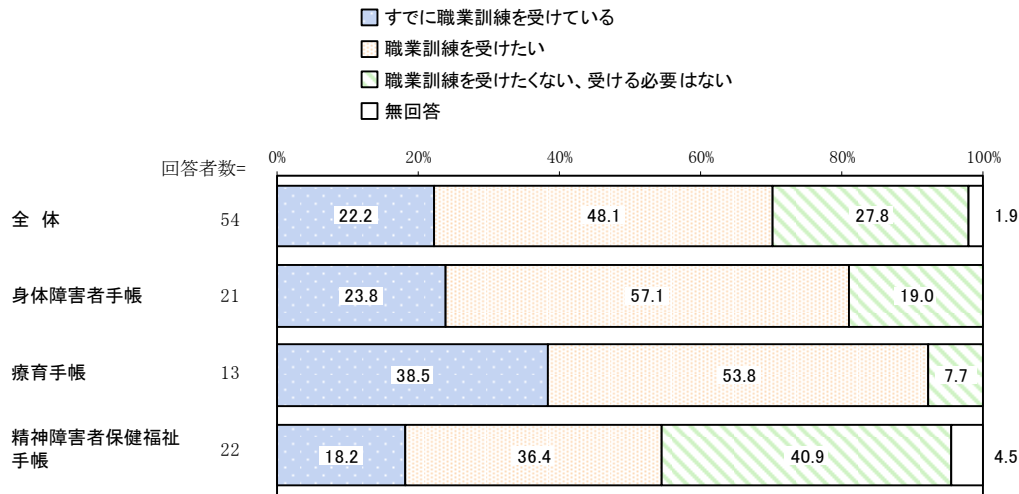
アンケート調査結果（手帳所持者）

【今後、収入を得る仕事をしたいか】



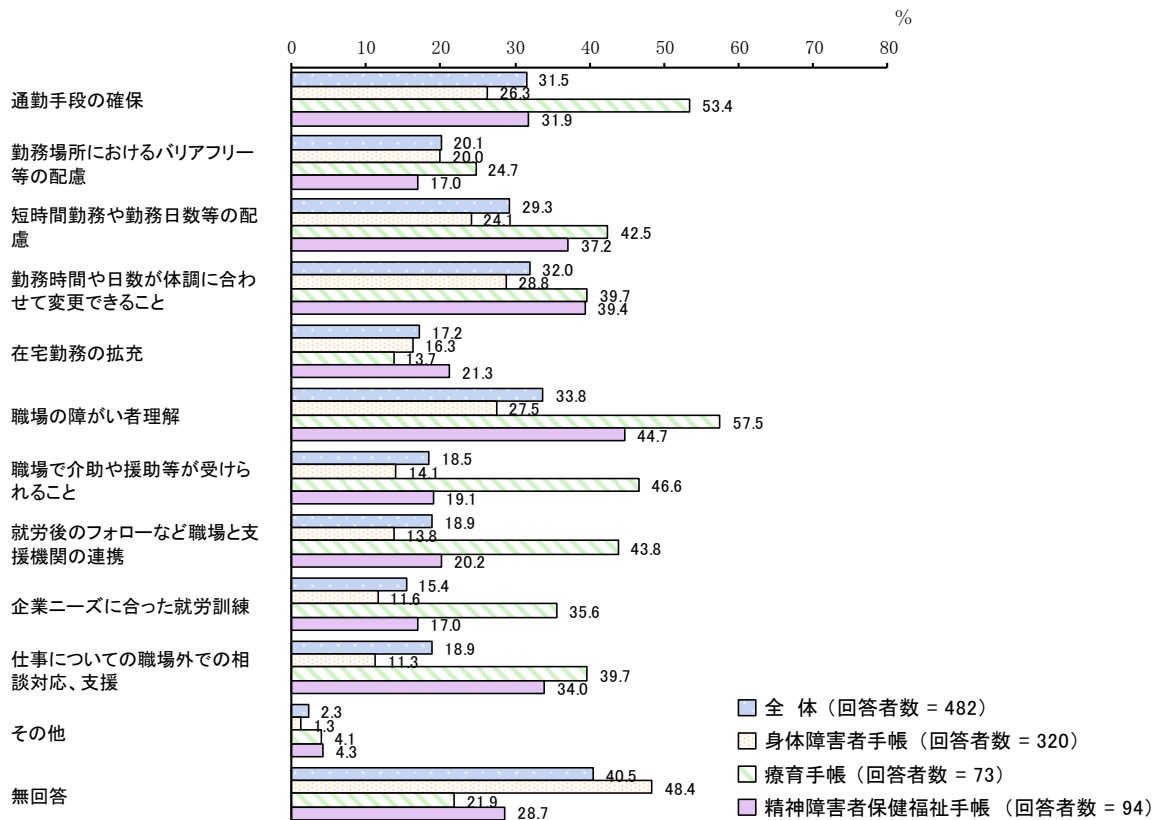
アンケート調査結果（手帳所持者）

【収入を得る仕事をするために、職業訓練を受けたいか】



アンケート調査結果（手帳所持者）

【必要だと思う就労支援】



(1) 就業の促進

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであるため、障がいのある人の能力や適正に応じた就労の場を確保します。

また、雇用の拡大の促進と合わせて、雇用環境の質を上げていくための施策を推進します。

① 雇用の拡大

○民間事業者等への理解促進

障害者就業・生活支援センターでは、事業主への障がい者雇用支援の実施及び障がいのある人の就職及び定着支援、職業準備訓練等、事業者と就職を希望する障がいのある人の支援が行われています。また、市では就職を希望する障がいのある人へセンターを紹介し、また広く利用していただくよう周知に努めています。今後はさらに、東金商工会議所などを通じ民間事業者などに対し、障がい者雇用についての理解促進が図られるよう、事業所への啓発、障がい者雇用に関する制度周知を強化するとともに、障がい者雇用に関する職員の知識向上に取り組みます。

○東金市福祉作業所の活動支援

東金市福祉作業所は、障害者総合支援法の就労継続支援B型事業所として、一般企業等への就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っています。

障がいのある人の日中の活動の場・働く場として訓練や活動の充実が図られるよう支援します。

○障がいのある人が働く売店の設置

障がいのある人の雇用の場の創出を積極的に図るため、東金市保健福祉センター（ふれあいセンター）内に障がい者団体が運営する売店を設置しています。

○障がい者雇用（市）の推進

障がい者雇用の法定雇用率を達成できるよう、障がいのある人の雇いを推進するとともに、一人ひとりが職場に定着し、その障がい特性や個性に応じて、能力を有効に発揮できる環境を維持できるよう努めます。

○障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

官公需による障がいのある人の工賃向上を図るため、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を毎年度策定して全庁的に周知するとともに物品等の調達可能な事業所について情報提供することにより、障がい者就労施設等からの調達を推進しています。

○中間的就労の場づくりの検討

多くの障がいのある人が一般就労につながるよう障害者就業・生活支援センターやハローワーク等、労働関係機関と協力連携し、一般就労への移行支援及び移行後のフォローアップ支援を積極的に行う事業所の確保に努めます。

○福祉的就労の充実

就労支援施設で制作する自主製品等の販売拡大の支援に努めます。

② 働く力の育成

○職親制度の促進

知的障がい者の就業の場を確保するため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生に熱意のある事業経営者等（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行う職親制度を実施しています。

職親制度について周知を図り、知的障がい者の更生に理解と熱意のある職親、協力事業所の確保に努めます。

○職業相談の充実

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどで職業相談を行っており、今後は関係機関との連携を強化し、就業相談体制を確立して障がいのある人の雇用促進に努めます。

○就労定着支援の推進

障害者就業・生活支援センター、就労定着支援事業所と連携して、就労を希望する障がいのある人や就労している障がいのある人が安心して働き続けるための職場定着支援の充実を図ります。

また、障がい者雇用への理解促進、雇用の場の創出・拡大について周知啓発を図ります。

(2) 多様な社会参加活動の促進

障がいのある人が社会の様々な分野に参加していくため、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人の社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

① 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動、文化芸術活動の推進

○障がい者スポーツ大会への参加促進

千葉県等が行っている障がい者スポーツ大会への参加の支援をしており、継続して参加の支援に努めます。

○スポーツ・レクリエーション大会の開催支援

スポーツ・レクリエーションを通じて社会参加や生きがいの促進を図っています。多くの人の参加が促進されるよう周知を図るとともに、開催の支援に努めます。

○障がい者スポーツ指導者の養成・確保

障がい者スポーツ指導者養成講座の参加について情報提供を行い、専門的な知識や技能を身につけた指導者の養成・確保に取り組んでいます。今後も継続して、スポーツ・レクリエーションの指導員の確保・育成を図るとともに、広く障がい者スポーツに対する関心を持ってもらい、障がいのある人の健康増進や生活の質の向上、スポーツに取り組む環境づくりに努めます。

○学習活動・文化芸術活動への参加促進

生涯学習、文化芸術活動を通じて社会参加や生きがいの促進を図ります。誰もが参加できるサークル活動等の情報提供を行い、推進に努めます。また、行事や講演会について周知を図るとともに、手話通訳等の派遣などにより学習活動、文化芸術活動への参加促進に努めます。

② 多様な活動への参加促進

○障がい者団体等の活動支援

東金市身体障害者福祉会、東金市手をつなぐ親の会、山武郡市精神障害者家族会等の活動を支援しています。障がいのある人の活動の場が広がり、参加しやすくするために、関係団体への情報提供や情報交換に努めます。

○団体の行事等の支援

障がい者団体などが開催するイベント等の周知・運営について支援を行っており、今後も障がい者団体等の行事や活動を支援するとともに、市広報等を活用して情報提供を行います。

○障がいのある人が参加しやすい行事の開催

障がいのある人の参加を促進するため、障がいのある人が参加しやすい内容・行事を検討し、多くの市民が交流できるように関係機関と協力して場と機会の創出を図ります。

○親子ラウンジ・ふれあいロビー等場の提供

障がいのある人やその家族同士が情報交換をするために、ふれあいセンターにコミュニケーションの場としてふれあいロビー等場の提供を行います。

○ふれあい交流事業

レクリエーション活動を通して、障がいのある人達の交流や余暇活動の充実を図れることを目的に、ふれあい旅行（レジャー施設への日帰り旅行や、食事会等）を社会福祉協議会で実施しており、参加促進のため情報提供等の支援に努めます。

③ 地域の支えあい活動の推進

○地域ぐるみの小地域福祉活動の充実

社会福祉協議会では、地区社会福祉協議会を中心として、区長会、長寿の会、民生児童委員協議会、各種ボランティアなど、様々な地域福祉活動を行う団体が身近な地域で助けあい活動を促進し、障がいを持つ人も持たない人も地域社会の一員として、心の交流を保ちながら安心して暮らせるよう小地域福祉活動を進めています。平成29年度より各地区で地域の団体、住民と連携しながら、地域の課題や取り組みの協議を進め、外出支援や見守りなど地域の状況に合わせた取り組みを実施し地域の福祉力の育成・向

上を図っています。今後はさらに、各団体等が連携して障がいのある人を支援するための福祉ネットワーク体制づくりに取り組みができるよう、活動や情報提供等の支援に努めます。

○地区社会福祉協議会活動の支援

住民の地域福祉への関心を高め、自主的・自発的な取り組みができるよう地区社会福祉協議会の活動を引き続き支援します。

○地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定・推進

「地域福祉計画」は、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するうえでの基本的な方向性・理念を明らかにする計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会が策定する行動計画です。

本計画との整合性・連携を図りながら、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標として策定します。

(3) 相互理解と啓発の推進

年齢や障がいの有無等にかかわらず、互いに理解と信頼を深め、共に助け合いながら暮らしていく共生社会の実現を目指し、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に努め、差別の解消と相互理解を促進します。

① 学校・地域等での福祉教育の推進

○学校教育における福祉教育の推進

福祉教育の推進は、幼稚園・小学校・中学校に対する東金市学校教育指導の指針の具体的な施策に位置づけるとともに、学校の教育課程編成において道徳や特別活動、総合的な学習の時間等に福祉教育を取り入れ、特色のある福祉教育を推進しています。学校教育活動での交流やボランティア活動などを地域との関わりを持ちながら、福祉教育を推進するとともに、福祉教育に関する専門性のある人材の確保に努めます。

○生涯学習等での福祉教育の推進

生涯学習の場を通じ、講演会や教室を開催するなど生涯を通じた福祉教育の推進を行っています。今後さらに、障がいをもつ人ももたない人も共に参加できる福祉教育を進めていきます。

○福祉関係図書等の貸出

社会福祉協議会では福祉教育に関連する啓発用図書、ビデオテープ等の教材を東金市保健福祉センター（ふれあいセンター）に設置し、希望により貸出をしており、市民への周知を図ります。

② 障がいに対する理解を深めるための啓発・交流の促進

○障害者週間のイベント

毎年12月の障害者週間（3～9日）の一環として、社会福祉協議会や関係団体等で「東金チャレンジドフェスタ」が開催されており、体験コーナー、作品展、模擬店などが行われています。障がいのある人に対する理解を深め、共に暮らしやすいまちづくりの取組みの一つとして、障がいのある人の参加が広がるように、情報提供や参加しやすい環境づくりへの取組みを支援します。

○障害者週間の啓発（障がい者作品展）

毎年12月の障害者週間にあわせて、障がい者作品展を開催しています。関係団体の参加を呼びかけるとともに、広く市民に周知を図ります。

○障がいのある人に関するマークの周知・啓発

障がいのある人に対する理解を深めるため、障がいのある人に関するマークについて周知・啓発を図ります。

○ヘルプマーク・ヘルプカードの活用

ヘルプマーク（援助や配慮などが必要な方が、緊急時や災害時、困ったときに周囲の人に手助けをお願いしやすくするためのもの。）やヘルプカード（持病やかかりつけ医などの情報を記載したカードにより緊急時に適切な対応がとれるもの。）の周知・啓発を図ります。

○交流の場の確保

障がい者団体等がイベント等を行う際の会場等の提供については、依頼等により継続して支援します。

○特別支援学校との連携

障がいのある人同士、障がいのある人とない人など広く障がいについての理解を深められるように、特別支援学校と連携し啓発活動に努めます。

特別支援学校在学中の児童については、学区の小学校と交流の機会を設け障がいに対する理解を深め、共生社会に向けた取り組みを行っています。

(4) ボランティア活動の活性化

関係部署や協力団体、事業者等の連携をさらに強化するとともに、ボランティアの育成や地域活動・社会活動への情報提供等の支援を推進します。

① ボランティア活動の支援

○ボランティアセンターの機能強化と活動支援

社会福祉協議会では、市民のボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティアの育成と支援、ネットワークづくりを推進するため、ボランティアセンターを開設しています。ボランティア活動に関する様々な相談への対応や情報の集発信をはじめ、資機材の貸出を行うなどの支援が行われています。今後、さらにボランティア活動の活性化が図られるように、ボランティアセンターの活動を支援します。

○ボランティア活動と受入体制の拡充

社会福祉協議会が行うボランティア活動の推進を支援しています。ボランティアを必要とする人とボランティア活動に意欲のある人をつなげられるように、ボランティア・市民活動センター運営委員会等において様々な住民活動の支援方策等を協議していきます。

○ボランティア情報等の提供

市民の支えあい・助けあい活動が広がるように、ボランティアやNPOの活動に関する情報提供を広報紙やホームページなどを活用して提供に努めます。

② ボランティアの育成

○ボランティア養成講座

社会福祉協議会を中心にボランティア養成講座を開催するなど、ボランティア育成が行われています。今後も、ボランティアコーディネーターを活用して、ニーズに応じた講座が開催できるように連携を図ります。また、より多くの方にボランティア活動のきっかけを提供できるよう、各種講座等の情報提供に努めます。

○ボランティア人材の育成

地域福祉の担い手となるボランティアの確保を引き続き行います。ボランティアの高齢化が懸念される中、幅広い世代の活動者の確保・定着に向けた取組みを支援します。また、学校や地域における福祉教育を推進する中で、障がいのある人も地域福祉の担い手の発掘・育成に参加していただくように努めます。

○情報ボランティア人材の確保・育成

障がいの種類や程度に対応できるように、ボランティアグループの協力を得て、コミュニケーション支援を担います。より多くの協力者を育成するため、社会福祉協議会を中心に、各種ボランティアグループと共に各種養成講座を開催します。

5 住み馴れた地域で安心して暮らせる

<目標達成のための取組み方向>

[基本目標]

[基本施策]

[施策・事業]

5 住み馴れた地域で安心して暮らせる

(1) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進

①すべての人にやさしいまちづくりの推進 (P77)

- 主要公共施設のバリアフリー化の推進
- 公園のバリアフリー化の推進
- バリアフリーマップの作成
- 駅のバリアフリー化の推進

②居住環境の向上 (P78)

- 住宅改修費助成
- あんしん電話事業
- 市営住宅のバリアフリー化の推進
- 市営住宅への入居要件の緩和

③グループホームの運営支援 (P79)

- グループホームの運営費補助
- グループホーム・生活ホーム利用者の家賃補助

(2) 活動しやすいまちづくり

①道路・歩道の整備・改善 (P79)

- 歩道のバリアフリー化の推進
- 音響式信号機の設置促進
- 視覚障がい者誘導用点字ブロック等の交通環境の向上

②交通・外出手段の確保 (P80)

- 福祉タクシー事業
- 福祉カー貸出事業
- 市内循環バス運行事業
- 自動車運転免許取得費の助成
- 自動車改造費の助成
- ふれあい移動サービス

(3) 安心して暮らせる地域づくり

①地域防災体制の整備 (P81)

- 災害時要配慮者のための個別計画の策定・推進
- 災害時の情報提供
- 社会福祉施設における防災体制の確保
- 災害時の地域支援体制の確立
- 地域における防災リーダーの育成支援
- 避難行動要支援者名簿の作成・活用
- 災害発生時における福祉避難所の設置
- 音声によらない119番通報

②防犯・見守り活動 (P82)

- 防犯対策
- 地域での見守り活動

<現状と課題>

本市では、障がいのある人が活動する上での障壁（バリア）が取り除かれ、全ての市民が暮らしやすいまちをめざし、公共施設、道路、居住環境について、必要性・緊急性を踏まえながら、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進してきました。

「障がい福祉」に関するアンケート調査結果をみると、障がいのある方が外出しやすくするために必要なことは、「障がい者に対する正しい知識と理解の促進」の割合が49.0%と最も高く、次いで「歩道の整備、段差の解消」の割合が45.4%、「公共交通の利便性の向上」の割合が35.7%となっています。

今後も、障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

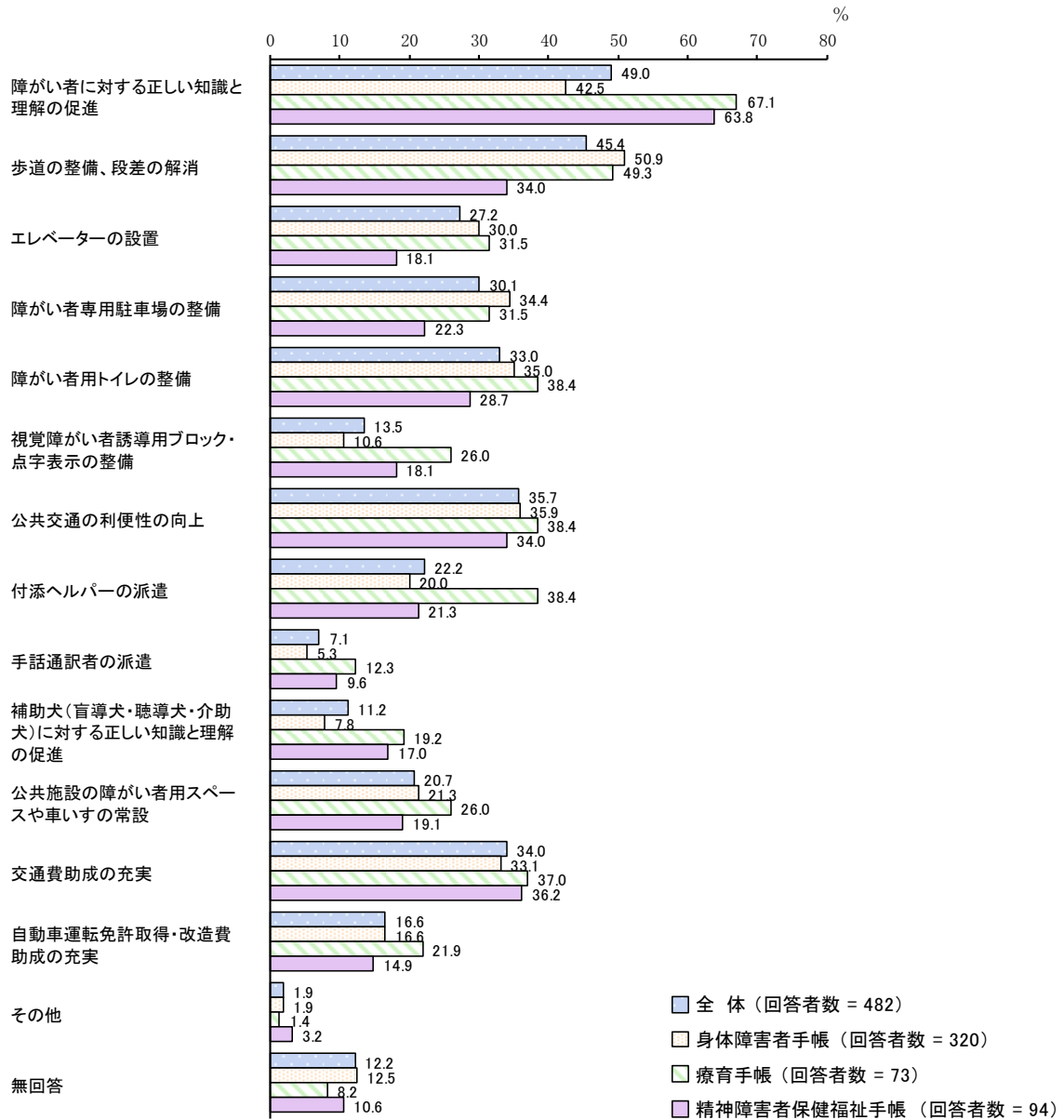
また、本市では、障がいのある人や高齢者等の災害時要配慮者対策などの地域防災体制の整備を推進してきました。

「障がい福祉」に関するアンケート調査結果をみると、災害時に一人で避難できるかについては、「できない」の割合が36.3%と最も高く、次いで「できる」の割合が34.0%、「わからない」の割合が21.4%となっています。

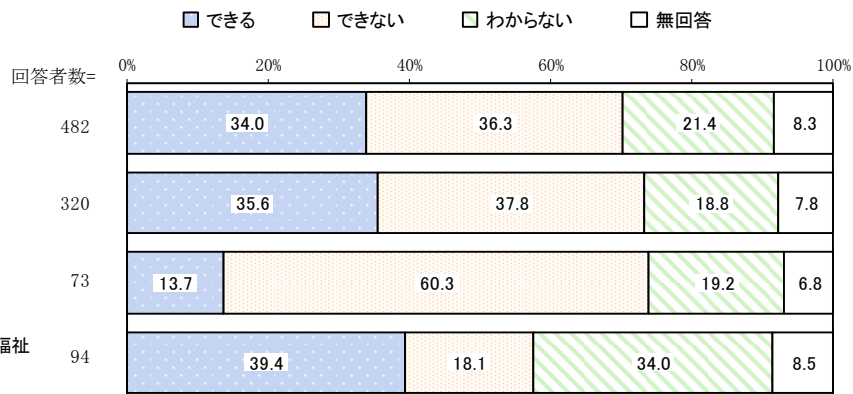
災害時に困ることでは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が46.7%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」の割合が46.1%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が40.2%となっています。所持手帳別でみると、他に比べ、精神障害者保健福祉手帳で「投薬や治療が受けられない」の割合が、療育手帳で「救助を求めることができない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が高くなっています。

増大する災害への不安に対し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

アンケート調査結果（手帳所持者）
【障がいのある方が外出しやすくするために必要なこと】

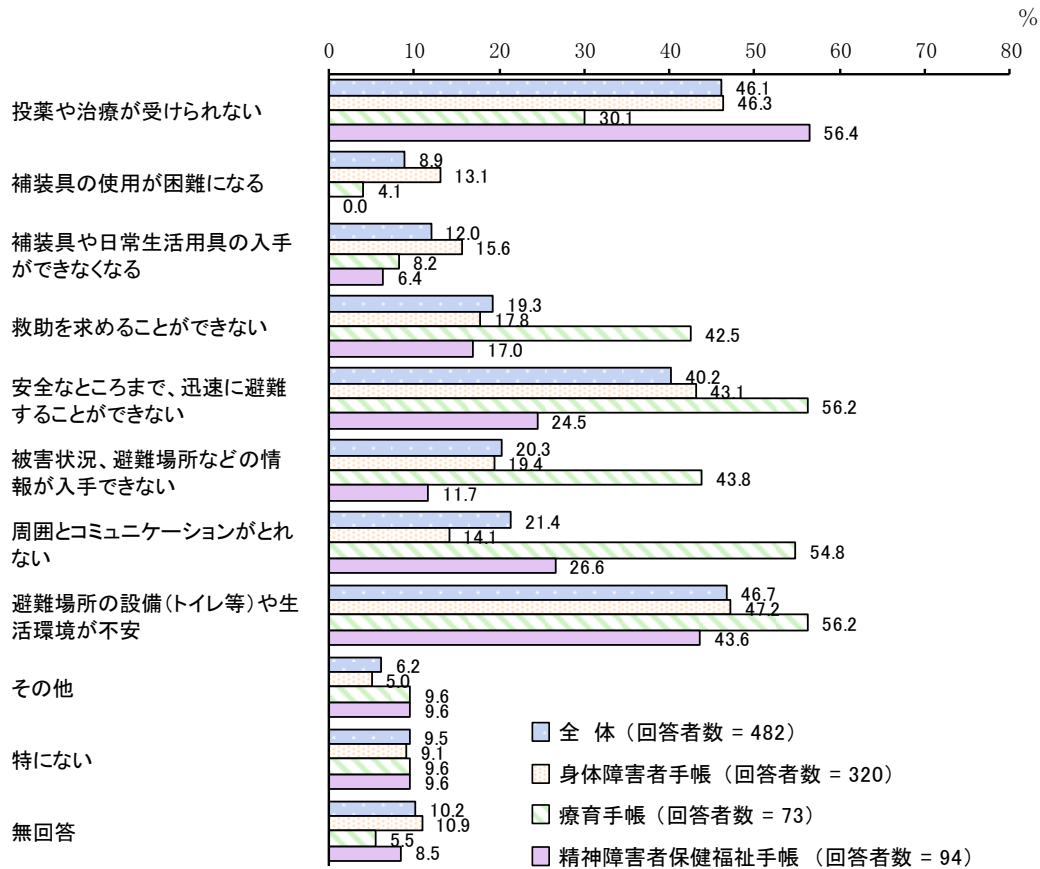


アンケート調査結果（手帳所持者）
【災害時に一人で避難できるか】



アンケート調査結果（手帳所持者）

【災害時に困ること】



(1) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進

公共施設、大規模施設等においてバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、障がいのある人に優しい住まいの整備等、快適な生活環境を整え、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくため、福祉的なまちづくりを推進します。

① すべての人にやさしいまちづくりの推進

○主要公共施設のバリアフリー化の推進

公共施設のバリアフリー化については、「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がいのある人や高齢者、子ども連れなどの市民が利用しやすい施設となるように、必要性・緊急性を踏まえて引き続き整備、改善を促進します。

○公園のバリアフリー化の推進

公園施設の整備について、「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づいたバリアフリー化を図り、障がいのある人も利用しやすい公園づくり、施設の改修等を引き続き行います。

○バリアフリーマップの作成

市内でスロープや車いすなどの福祉的配慮がされた建物等を紹介したバリアフリーマップを市ホームページに掲載しています。今後は県のバリアフリー情報等を活用し、障がいのある人と協働して市内のバリアフリー情報の更新に努め、情報提供と啓発に努めます。

○駅のバリアフリー化の推進

東金駅においては、上下ホーム跨線橋へのエレベーター2基の設置、視覚障害者誘導用点字ブロックの敷設、多機能トイレの整備がされています。今後もJRと協議を行い、障がいのある人にとっても使いやすい駅となるように努めます。

② 居住環境の向上

○住宅改修費助成

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、住宅の浴室、玄関、階段、便所、居室等を使いやすくするための改修をした場合に要する経費の一部について助成を行っています。居宅での生活を暮らしやすくするため、継続して実施します。

○あんしん電話事業

障がいのある人等の日常生活上の不安感を解消し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、65歳未満の重度障がい者のみで構成される世帯、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する方に対し、あんしん電話の貸与を行っています。今後も、安心して暮らせる支えとして継続して実施します。

○市営住宅のバリアフリー化の推進

東金市営住宅供給方針にある、民間賃貸住宅の借上げ制度導入にあたり、「千葉県福祉のまちづくり条例」を基本としたバリアフリー化に対応した民間賃貸住宅の借上げを実施していきます。

○市営住宅への入居要件の緩和

障がいのある人の市営住宅の入居について、収入条件の緩和などの措置を講じています。また、社会情勢の変化に応じた適切な制度運用に努めます。

③ グループホームの運営支援

○グループホームの運営費補助

障がいのある人の地域生活への移行を促進するために、グループホームを運営するものに対し、運営にかかる経費について補助金の交付を継続して実施します。

○グループホーム・生活ホーム利用者の家賃補助

グループホーム・生活ホームでの生活を支援するため、グループホーム・生活ホーム利用者の家賃の一部について補助金の交付を継続して実施します。

(2) 活動しやすいまちづくり

鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる大切な移動手段であるため、利用しやすい環境整備を働きかけていきます。

また、交通安全対策を充実するなど、安心して街中を移動できる環境の充実を図るとともに、障がいのある人の外出手段の充実を図ります。

① 道路・歩道の整備・改善

○歩道のバリアフリー化の推進

障がいのある人が安全かつ快適に利用できるよう、歩道の幅員の確保や段差の解消等歩道の整備に取り組んでおり、必要性・緊急性を踏まえ計画的な整備に努めます。

○音響式信号機の設置促進

音響式信号機については、地域住民等との調整・要望等の把握・対応に努めており、今後も地域からのご意見等をいただきながら、設置に向けての調整と関係機関への要望を行います。

○視覚障がい者誘導用点字ブロック等の交通環境の向上

ふれあいセンター、市役所本庁舎前には視覚障がい者誘導用点字ブロックが整備されており、維持・管理に努めるとともに、施設への誘導等に配慮した点字ブロックの設置をするなど交通環境の向上に努めます。また、今後学校施設などを新設する場合は、千葉県福祉のまちづくり条例に基づいた整備に努めます。

② 交通・外出手段の確保

○福祉タクシー事業

第1種身体障がい者、1・2級の身体障害者手帳所持者、3級の下肢、体幹又は視覚障がい者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、重度の療育手帳所持者、要介護度4・5の方が、タクシーを利用する際の経済的負担の軽減を図るため助成金を給付しています。外出を支援する事業として継続して実施し、適切な利用を促進します。

○福祉カー貸出事業

社会福祉協議会では、移動が困難な方が積極的に外出できるように、車いす対応車両をはじめ、複数の福祉車両の貸出を行っています。今後も、在宅生活を支えるサービスとして、周知を図りながら継続して実施します。

○市内循環バス運行事業

交通空白区域の解消と公共施設等への交通手段を確保するため、市内循環バスの運行経路や運行時間等の充実に向けて取り組んでいます。地域の特性や課題をとらえ、障がいのある人の移動の利便性などについて検討しながら市全体の公共交通体系の構築を図ります。

○自動車運転免許取得費の助成

就業等社会参加の促進を図るため、自動車運転免許を取得する場合に要する費用の一部を助成しており、継続して実施します。

○自動車改造費の助成

就業等社会参加の促進を図るため、重度の肢体不自由者が自動車の運転操作をやすくするための改造をする際の改造費の一部を助成しており、継続して実施します。

○ふれあい移動サービス

社会福祉協議会では、単独で公共交通機関を使って移動できない障がいのある人の外出をサポートするため、市民の参加と協力を得て福祉車両を使用した「ふれあい移動サービス」を行っています。今後も、在宅生活を支えるサービスとして、周知を図りながら継続して実施します。

(3) 安心して暮らせる地域づくり

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体等との連携を図り、防災・防犯対策の推進に努めます。

犯罪の防止をめざし、地域での見守りを強化するなど安全で安心なまちづくりに努めます。

また、災害発生時において、すべての人にわかりやすい災害情報の提供や避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、支援体制の強化を図ります。

① 地域防災体制の整備

○災害時要配慮者のための個別計画の策定・推進

地域防災計画に基づき、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など地域全体での災害時要配慮者の避難体制づくりを確立するため、要配慮者それぞれの実情に応じた個別計画の策定を推進しています。

○災害時の情報提供

災害時に、すべての人にわかりやすい災害情報の提供方法について検討し、ホームページやメール、スマートフォンアプリを活用した文字配信など、多様な情報発信手段の整備を進めています。また、災害時の情報発信について周知啓発を行っています。

○社会福祉施設における防災体制の確保

地域防災計画に基づき、社会福祉施設などの管理者に対し、施設の耐震化や生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品などの備蓄を行うよう助言します。

○災害時の地域支援体制の確立

地域防災計画に基づき、地域住民などへの防災教育などを通じ、災害時における避難指示など情報伝達、救助、避難誘導など地域全体での災害時要配慮者に対する避難への支援体制づくりをめざします。地域住民への出前防災講座を開催するとともに、支援体制の確立を目指し自主防災組織の設立を推進するほか、避難所で車いす等での使用が容易な洋式タイプの簡易トイレの確保を行います。

○地域における防災リーダーの育成支援

災害時に支援が必要な高齢者や障がいのある人の避難等を支援する担い手の確保・育成と、自主防災組織のリーダー育成を図ります。

○避難行動要支援者名簿の作成・活用

避難行動要支援者名簿を作成し、随時更新を行っています。また、平常時からの名簿提供に関する要支援者の同意率の向上に努めます。

○災害発生時における福祉避難所の設置

山武圏域6市町で山武圏域の障がい福祉施設等と災害発生時における福祉避難所設置に関する協定を締結し、災害発生時の要配慮者の受け入れについて協力体制の整備を行い、締結事業所や受入人数の増加に努めています。また、東金特別支援学校と福祉避難所設置に関する協定を締結し、協力体制について協議しています。

○音声によらない119番通報

聴覚・音声・言語機能などの障がいにより音声による119番通報困難な方が、スマートフォンなどの携帯端末を利用し、音声によらない通報システムの利用について周知啓発します。

② 防犯・見守り活動

○防犯対策

犯罪の防止をめざし、啓発活動、見回り活動、安全で安心なまちづくり推進協議会の活動などが行われています。高齢者や障がいのある人等をひったくりや振り込め詐欺などの被害から守るため、安全で安心なまちづくり推進協議会と協力しながら、見回り活動、防犯の知識の普及、情報の発信を行います。

○地域での見守り活動

地域福祉計画・地域福祉活動計画に地域での見守り活動を位置づけるとともに、区長会、民生児童委員、地区社会福祉協議会、関連団体をはじめ地域住民が、障がいについて正しい理解をすることによって、見守り体制の構築を図ります。

第 6 期障がい福祉計画・

第 2 期障がい児福祉計画

1 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	目標設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和元年度末の施設入所者数 55 人に対して、1人(1.8%)削減することを目標とします。
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度末の施設入所者数 55 人に対して、3人(5.5%)移行することを目標とします。

目 標 値	
令和5年度末の施設入所者数	54人
令和5年度末までの地域生活移行者数	3人

目標実現に向けた取組

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援の利用推進により、福祉施設の入所者の地域移行を進めます。

また、地域における安定した生活の維持・継続を図るために、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスの確保に努めるとともに、地域住民に対して、障がいのある人について理解を深めるための啓発活動等にも積極的に取り組みます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	7回	7回	7回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	119人	119人	119人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	7回	7回	7回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	21人	19人	16人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	29人	33人	36人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人

目標実現に向けた取組

本市においては、千葉県が山武圏域に設置した「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を市町村における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための保健、医療、福祉関係者による協議の場と位置づけています。

同会議における精神障がい者の住まいの確保支援や入院中の精神障がい者の地域移行、ピアサポートの活用等に係る協議を通して、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

	国の基本指針
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討

目 標 値
令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1か所整備

目標実現に向けた取組

障がいのある人の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がいのある人の地域生活を支援するための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を有する地域生活支援拠点等の整備に向けて、山武圏域自立支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	目標設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上	令和元年度実績4人に対して、9人(2.25倍)を目標とします。
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.30倍以上	令和元年度実績3人に対して、6人(2.0倍)を目標とします。
就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	令和5年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.26倍以上	令和元年度実績1人に対して、2人(2.0倍)を目標とします。
就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	令和5年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.23倍以上	令和元年度実績はありませんが、1人を目標とします。
一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用	基本的には国の基本指針に沿った目標設定としますが、割合については「7割以上」とします。
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	令和5年度末時点において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上	国の基本指針に沿った目標設定とします。

目 標 値	
令和5年度における一般就労移行者数	9人 (2.25倍増)
就労移行支援事業を通じた一般就労移行者数	6人 (2倍増)
就労継続支援A型事業を通じた一般就労移行者数	2人 (2倍増)
就労継続支援B型事業を通じた一般就労移行者数	1人
令和5年度における一般就労移行者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合	7割以上
令和5年度末時点における就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割以上

目標実現に向けた取組

就労移行支援や就労定着支援等の就労支援サービスの質的・量的な充実を図るとともに、山武圏域自立支援協議会を活用して、障害者就業・生活支援センターや就労支援事業所、ハローワークなどの関係機関との連携により、就労支援体制の強化を目指します。

また、本市で毎年度策定している「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等の受注機会の拡大を図ることにより、施設利用者の工賃向上への取組みも一体的に進めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

	国の基本指針
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センターの設置	1か所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済み

目標実現に向けた取組

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的な機能を有し、地域における中核的な支援施設である児童発達支援センターや特別な支援を必要とする児童に対応した主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、山武圏域自立支援協議会の活用等により確保を図ります。

保育所等訪問支援については、山武圏域及び近隣市に事業所はあるが、実際の利用には繋がっていないという現状を踏まえ、事業者の新規参入促進と併せて、千葉県から委託を受けて東金市簡易マザーズホームが実施している千葉県障害児等療育支援事業の活用について周知を図ります。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、平成30年度より山武圏域自立支援協議会の障害児部会が協議の場として、医療的ケア児支援のための体制づくりについて協議を行っています。また、令和2年度には同部会に医療的ケア児等に関するコーディネーターが1名配置され、医療的ケア児や重症心身障がい児に対する支援の総合調整等を行っています。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	
相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

目標値
令和4年度中に相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	無	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	0件	1件	1件

目標実現に向けた取組

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和4年度に（仮称）山武圏域基幹相談支援センターを設置し、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、同センターが相談支援事業者に対する専門的な指導・助言及び人材育成のための研修等を継続的に実施することにより、地域の相談支援体制の強化を図ります。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針
障害福祉サービス等の質の向上	令和5年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築

目 標 値
令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	16人	16人	16人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	無 (0回)	無 (0回)	有 (1回)

目標実現に向けた取組

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を目指し、市職員が障害者総合支援法の具体的内容について理解を深めるための各種研修等に積極的に参加できるように職場環境を整備します。

また、事業所の事務負担を軽減し、障害福祉サービス等の提供に注力できるように、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制についても検討します。

2 障害福祉サービス等の利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由や知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出する際に、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する人を対象に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護、排せつ・食事等の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人を対象に、居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実人/月	74	80	82	84	86	88
	時間/月	1,143	1,223	1,160	1,188	1,216	1,245
重度訪問介護	実人/月	4	5	5	5	6	6
	時間/月	281	917	967	1,220	1,396	1,396
同行援護	実人/月	10	8	10	9	9	8
	時間/月	176	90	151	136	136	121
行動援護	実人/月	0	0	0	0	1	1
	時間/月	0	0	0	0	11	11
重度障害者等包括支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※各年度3月利用分

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の高齢化・重度化や介護する家族の高齢化、施設入所等からの地域移行等に伴って今後もサービス利用の需要は増加すると見込まれるため、多様な事業者の参入を促進することによりサービス提供体制の充実を図ります。
- 障がいの特性を十分理解し、適切な対応ができるヘルパーの養成・確保が重要であることから、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、サービスの質の向上に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人を対象に、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、創作的活動・生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、自宅において、理学療法・作業療法等必要なリハビリテーションや生活等に関する相談・助言等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	障害者支援施設や障害福祉サービス事業所、自宅において、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練や生活等に関する相談・助言等を行います。
就労移行支援	就労を希望する原則 65 歳未満の人を対象に、生産活動・職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練や求職活動に関する支援、就労に関する相談等を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等に就労することが困難な原則 65 歳未満の人を対象に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等に就労することが困難な人を対象に、生産活動の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援事業等を通じて一般就労した人の就労定着を図るため、勤務先・医療機関等との連絡調整や就労に伴って生じる日常生活・生活上の問題に関する相談・指導等を行います。
療養介護	病院への長期の入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする人を対象に、病院において、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護等を行います。
短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、施設等に短期間入所してもらい、入浴・排せつ・食事等の介護等を行います。障害者支援施設等で実施する「福祉型」と病院等で実施する「医療型」があります。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実人/月	121	119	133	139	145	151
	延人日/月	2,304	2,340	2,519	2,633	2,746	2,860
自立訓練 (機能訓練)	実人/月	3	3	2	2	3	3
	延人日/月	27	42	38	38	57	57
自立訓練 (生活訓練)	実人/月	8	4	3	3	3	2
	延人日/月	154	78	46	46	46	30
就労移行支援	実人/月	11	15	13	13	13	14
	延人日/月	192	252	231	231	231	248
就労継続支援 (A型)	実人/月	21	23	27	30	33	36
	延人日/月	357	425	508	565	621	678
就労継続支援 (B型)	実人/月	79	89	92	95	99	103
	延人日/月	1,166	1,435	1,389	1,434	1,495	1,555
就労定着支援	実人/月	2	4	4	4	4	5
療養介護	実人/月	5	5	5	5	5	6
短期入所 (福祉型)	実人/月	28	17	26	26	27	27
	延人日/月	338	224	296	296	307	307
短期入所 (医療型)	実人/月	2	1	2	2	2	2
	延人日/月	7	5	8	8	8	8

※各年度3月利用分

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の地域における生活の維持・継続や一般就労への移行等のためのサービスとして、訪問系サービスと同様にサービス利用の需要は増加すると見込まれるため、多様な事業者の参入促進を図ります。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、介護者が病気等になったときや緊急時に利用できる短期入所の提供体制の充実に努めます。
- 福祉施設に通所している人の経済的な負担を軽減するため、通所に係る交通費の一部を助成する事業を継続して実施します。

(3) 居住系サービス

サービス名	概要
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人等を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応等を行います。
共同生活援助	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談や入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設等に入所している人に、主に夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護や生活等に関する相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	実人/月	37	46	54	62	70	77
施設入所支援	実人/月	60	57	53	53	54	54

※各年度3月利用分

② 見込量確保の方策

- 施設入所等から地域生活への移行を進めるための受け皿として、グループホームの果たす役割は非常に重要であることから、事業者への運営費補助事業や利用者への家賃補助事業を継続して実施することなどにより、サービス見込み量の確保を図ります。
- グループホームの設置を促進するにあたり、障がいのある人に対する誤解・偏見が生じないように、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民への周知・啓発を図ります。

(4) 相談支援

サービス名	概要
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用申請時のサービス等利用計画案の作成やサービス支給決定後の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行うとともに、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している精神障がいのある人等を対象に、地域の生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域の生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に相談や訪問等の対応を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人/月	127	136	144	153	161	170
地域移行支援	実人/月	0	0.5	1	1	1	1
地域定着支援	実人/月	32	28	24	22	20	17

※各年度の平均値

② 見込量確保の方策

- 適切なケアマネジメントを行える相談支援専門員の養成・確保が求められていることから、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、相談支援専門員の確保及び知識・技術の向上に努めます。
- 地域における相談支援の中核機関として設置予定の(仮称)山武圏域基幹相談支援センターがサービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言などを実施することにより、地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

(1) 理解促進研修・啓発事業

事業名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くため、地域住民に対して障がいの理解を深めるための研修や啓発を行います。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

- 障害者週間にあわせたイベント開催や広報活動等による理解促進に向けた取組を行い、心のバリアフリーの推進に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

事業名	概要
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取組みを支援します。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的活動を支援し、障がいのある人の生きがいつくりの促進に努めます。

(3) 相談支援事業

事業名	概要
障がい者相談支援事業	障がいのある人や家族等の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス等の利用支援等を行うとともに、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組及び権利擁護・虐待防止を総合的にを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加えて、特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置等、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者に対する、専門的な指導・助言・情報提供・人材育成の支援等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活の支援を行います。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	実施に向けた検討		

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置・運営し、地域の相談支援体制の強化や人材育成を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

事業名	概要
成年後見制度利用支援事業	知的障がい又は精神障がいにより判断能力が十分でない状態にある方に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実人/年	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

事業名	概要
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	実施に向けた検討		

② 見込量確保の方策

- 法人後見を実施する団体を確保するため、立ち上げ支援や研修の実施等について、山武圏域各市町や関係機関等と連携して検討を進めます。

(6) 意思疎通（コミュニケーション）支援事業

事業名	概要
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に対し、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣して意思疎通（コミュニケーション）の円滑化を図ります。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	件／年	80	66	60	70	77	83
要約筆記者派遣事業	件／年	2	2	2	2	2	2
手話通訳者設置事業	実人／年	1	1	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 手話通訳者や要約筆記者の派遣事業及び手話通訳者設置事業は、引き続き適切な技術を持つ者の派遣・設置に努めます。

(7) 日常生活用具給付事業

事業名	概要
日常生活用具給付事業	障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付します。

① 必要な量の見込み

用具名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	8	12	3	12	12	12
自立生活支援用具	件/年	11	7	7	7	6	6
在宅療養等支援用具	件/年	8	14	8	9	10	11
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	5	4	3	3	3
排せつ管理支援用具	件/年	1,421	1,398	1,387	1,405	1,432	1,442
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	0	1	3	4	5	5

② 見込量確保の方策

- 利用実績及び利用の増加率をもとに、適正な予算の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

事業名	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進等を推進するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業 (講座修了者数)	実人/年	5	2	0	2	3	3

② 見込量確保の方策

- 山武郡市広域行政組合が共同処理事務として養成講座を実施しており、養成講座の実施について広く周知を行い、受講者の募集に努めます。

(9) 移動支援事業

事業名	概要
移動支援事業	屋外での移動に困難がある人を対象に、外出のための支援を行うことで、障がいのある人の自立生活及び余暇活動等の社会参加を促します。障がいのある人と支援者の1人対1人による「個別支援型」と、同時に複数の移動困難者を支援する「複数(グループ)支援型」があります。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間/年	1,696	1,837	1,853	2,346	2,346	2,346
	実人/年	18	20	13	15	15	15

② 見込量確保の方策

- 利用実績をもとに、適正な予算の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター

事業名	概要
地域活動支援センター	障がいのある人に対する身近な地域での創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実・強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図る事業です。 地域活動支援センターには、Ⅰ～Ⅲ型の3類型があり、地域の実情に応じた事業運営を推進します。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅠ型	か所	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅡ型	か所	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センターⅢ型	か所	1	1	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 地域活動支援センターⅠ型事業は、山武圏域（3市3町）の共同で委託して行っています。
- 地域活動支援センターⅢ型事業については、市内には事業所はありませんが、市外のⅢ型事業所へ通所する人がいる場合、運営費の補助を行います。

(11) 任意事業

事業名	概要
日中一時支援事業	在宅で介護している家族の急用や一時的な休息のため、また日中活動の場や放課後対策として、障がいのある人を一時的に預かり、必要な支援を行い、家族の介護負担の軽減等を図ります。
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。
知的障がい者職親委託事業	知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生に熱意のある事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。
移動入浴サービス事業	家庭において自力あるいは家族のみでは入浴困難な方に対して、訪問により入浴サービスを提供します。

① 必要な量の見込み

事業名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	回/年	680	640	1,070	1,130	1,130	1,130
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	件/年	1	1	1	1	1	1
知的障がい者職親委託事業	実人/年	6	5	5	5	5	5
移動入浴サービス事業	実人/年	2	5	5	6	7	7

② 見込量確保の方策

- 各事業とも利用実績をもとに、適正な予算の確保に努めます。

4 障害児通所支援等の利用状況と利用見込み

サービス名	概要
児童発達支援	主に未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童を対象に、医療機関において、児童発達支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童を対象に、授業の終了後（放課後）や学校の休業日（夏休み等）に、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う児童を対象に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、自宅を訪問して児童発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用申請時の障害児支援利用計画案の作成やサービス支給決定後の連絡調整、障害児支援利用計画の作成を行うとともに、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み

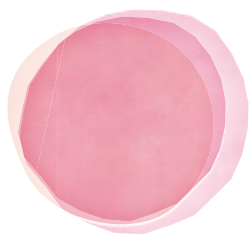
サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実人/月	49	64	73	78	82	85
	延人日/月	418	529	574	613	645	668
医療型児童発達支援	実人/月	1	0	1	1	1	1
	延人日/月	6	0	2	2	2	2
放課後等デイサービス	実人/月	110	89	118	123	129	135
	延人日/月	1,261	1,204	1,385	1,443	1,514	1,584
保育所等訪問支援	実人/月	0	0	0	0	1	1
	延人日/月	0	0	0	0	2	2
居宅訪問型児童発達支援	実人/月	0	0	0	0	0	0
	延人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実人/月	46	53	60	67	74	81
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	1	1	1	1

※各年度3月利用分

ただし、障害児相談支援は各年度の平均値

② 見込量確保の方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービス及び障害児相談支援については、量的な提供体制は充実してきていることから、今後は、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供や（仮称）山武圏域基幹相談支援センターによる相談支援に関する助言・指導等により、サービスの質の向上を図ります。
- 保育所等訪問支援については、山武圏域及び近隣市に事業所はあるが、実際の利用には繋がっていないという現状を踏まえ、事業者の新規参入促進と併せて、千葉県から委託を受けて東金市簡易マザーズホームが実施している千葉県障害児等療育支援事業の活用について周知を図ります。



資料編

1 計画の策定経過

日付	名称	内容
令和2年7月28日 ～8月17日	「障がい福祉」に関するアンケート調査実施	(1) 東金市在住の障がい者手帳所持者 (2) 東金市在住の18歳以上の市民
令和2年10月8日	第1回 第3次東金市障がい者計画策定委員会	(1) 策定作業の流れと進め方について (2) 障がい者施策の動向と東金市の現状について (3) アンケート調査結果(概要)について
令和2年12月21日	第2回 第3次東金市障がい者計画策定委員会	(1) 第3次東金市障がい者計画の基本方向(課題・目標・盛り込む施策等)について (2) 第3次東金市障がい者計画素案について
令和3年1月22日	第3回 第3次東金市障がい者計画策定委員会 (書面開催)	(1) 第3次東金市障がい者計画(案)について
令和3年2月8日 ～3月10日	パブリックコメントの実施	第3次東金市障がい者計画及び第6期東金市障がい福祉計画・第2期東金市障がい児福祉計画(案)について意見募集

2 第3次東金市障がい者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の趣旨にのっとり、障がい者福祉の基本的なあり方を総合的に検討し、障がい者支援施策の基本方針となる第3次東金市障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）を策定するため、第3次東金市障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者計画の策定に関すること。
- (2) その他障がい者計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者団体の代表
- (3) 医療機関の代表
- (4) 福祉関係機関の代表
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、障がい者計画が策定される日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、障がい者計画の策定の日にその効力を失う。

別表（第3条第2項）

1号委員	学識経験者	東金市文教厚生常任委員会の長
2号委員	障がい者団体の代表	東金市身体障害者福祉会会長 東金市手をつなぐ親の会会長 山武郡市精神障害者家族会会長
3号委員	医療機関の代表	山武郡市医師会東金ブロック長
4号委員	福祉関係機関の代表	東金市社会福祉協議会会長 東金市民生児童委員協議会会長 地域生活支援センター ゆりの木の代表 障害者就業・生活支援センター 山武ブリオの代表 中核地域生活支援センター さんネットの代表
5号委員	関係行政機関の代表	山武健康福祉センター長 東金特別支援学校校長
6号委員	その他市長が必要と認めた者	

3 第3次東金市障がい者計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	相 京 邦 彦	東金市文教厚生常任委員会 委員長
障がい者団体の代表	澤 池 良 和	東金市身体障害者福祉会 会長
	鎗 田 敏 光	東金市手をつなぐ親の会 会長
	一ノ宮 博子	山武郡市精神障害者家族会のぞみ会 会長
医療機関の代表	柿 栖 米 次	山武郡市医師会東金ブロック ブロック長
福祉関係機関の代表	真行寺 洋男	東金市社会福祉協議会 会長
	松 戸 誠	東金市民生児童委員協議会 会長
	杉本 リリアーナ	障害者就業・生活支援センター 山武プリオセンター長
	中 西 亜 紀	地域生活支援センター ゆりの木センター長
	吉 井 稔	中核地域生活支援センター さんネットセンター長
関係行政機関の代表	中 村 恒 穂	山武健康福祉センター センター長
	關 隆 行	東金特別支援学校 校長

4 用語解説

【あ行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ仕組みのこと。

SNS

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

【か行】

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がいのある人の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

ケアマネジメント

障がいのある人の地域生活を支援するために、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保する援助方法。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【さ行】

障害支援区分

障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されている。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者虐待防止法

障がいのある人の権利・利益の擁護や障がいのある人への虐待の防止を目的として、平成23年6月17日に成立、翌24年10月1日から施行された。障がいのある人への虐待を「養護者による虐待」「施設従事者等による虐待」「使用者による虐待」の3つの類型に分別し、国民に通報義務を課し、その対応体制を市町村・都道府県・労働関係行政の責務として明確に示した。正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律。

障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。

障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づく支援機関。就業を希望する障がいのある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。

障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障がいのある人、障がい者雇用を検討している、あるいは雇用している事業主、障がいのある人の就労を支援する関係機関に対して、支援・サービスを提供する。

障害者自立支援法

障害者基本法の基本理念に基づき、障がいのある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスの給付等の支援を行うことを目的とする法律。平成25年4月に障害者総合支援法に改正された。

障害者総合支援法

障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成25年4月に障害者自立支援法から改正された。正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

障害者の権利に関する条約

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、その人固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約。

障害者優先調達推進法

障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設等で就労する障がいのある人の自立を促進することを目的とした法律で、国や地方公共団体等が率先して物品等の調達を推進するための措置等が規定され、平成25年4月に施行された。正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律。

自立支援協議会

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、等で構成される。

身体障害者手帳

①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある人を対象として交付される手帳。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいにより、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。

成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある人又は認知症高齢者など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

【た行】

地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としている。

地域包括ケアシステム

医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み馴れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される体制。

千葉県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がいのある人をはじめとして、すべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげることを目指し、福祉のまちづくりのための施策及び高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備について必要な事項を定めた条例。

中核地域生活支援センター

千葉県が独自に設置している機関で、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など地域で生きづらさを抱えた方に対して、24時間365日体制で、分野横断的に、包括的な相談支援・関係機関へのコーディネート・権利擁護等、広域的で専門性を持った寄り添い支援を行う。

特別支援教育

障がい（発達障がいを含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

【は行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアサポート

同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す言葉のこと。

福祉的就労

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人が障害者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労すること。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラムのこと。「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

法定雇用率

一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体を対象に、障がいのある人をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた基準。

【や行】

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードは書く（入力する）スピードより速く、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

【ら行】

リハビリテーション

医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障がいのある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がいのある子ども及びその家族、障がいに関して心配のある人等を対象として、障がいの早期発見・早期治療又は訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行なうこと。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人を対象として交付される手帳。障がいの程度表示（千葉県）は、最重度が「A、Aの1、Aの2」、重度が「Aの1、Aの2」、中度が「Bの1」、軽度が「Bの2」となっている。

第3次東金市障がい者計画及び
第6期東金市障がい福祉計画・
第2期東金市障がい児福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行・編集：東金市 市民福祉部 社会福祉課

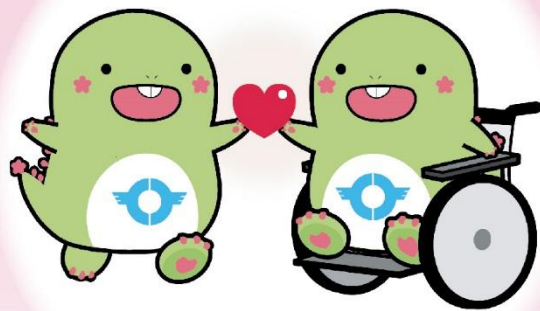
〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1

TEL：0475-50-1167

FAX：0475-50-1232

E-Mail: syafuku@city.togane.lg.jp

※この冊子は、障がい者就労施設で印刷・製本されたものです。



東金市マスコットキャラクター
とっちー